

平成28年知内町議会第4回定例会

- ◎ 招集年月日 平成28年12月15日(木)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成28年12月15日(木) 午前10時15分
- ◎ 閉会日時 平成28年12月15日(木) 午後5時15分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	西 山 和 夫
2番	花 井 泰 子	7番	木 村 一
3番	吉 田 峰 一	8番	笠 松 悦 子
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	成 澤 五 郎	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 4番 松 井 盛 泰 8番 笠 松 悦 子

- ◎ 欠席議員 な し

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大 野 幸 孝
副 町 長	網 野 眞
総務企画課長	小田島 伸 二
生活福祉課長	松 崎 輝 幸
税務会計課長	帰 山 亮 一
産業振興課長	西 野 俊 一
地域創生推進室長	島 津 泰 博
建設水道課長	佐々木 孝 幸
建設水道課主任技師	佐 藤 和 人
教 育 長	本 間 茂 裕
学校教育課長	田 中 志 津 夫
社会教育課長	松 本 泰 行
知内高等学校事務長	小 嶋 隆
学校給食センター長	(田 中 志 津 夫)
代表監査委員	西 内 貞 治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 上 義 久
議事係長	筒 井 俊 介

平成 28 年知内町議会第 4 回定例会議事日程

(第 1 号)

平成 28 年 1 2 月 1 5 日 (木) 午前 1 0 時 1 5 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 4 番、松井盛泰君 8 番、笠松悦子君
第 2	委員会報告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委員会報告 第 2 号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7		追跡質問
第 8		一般質問
第 9	議案第 1 号	町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の 一部を改正する条例について
第 10	議案第 2 号	議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する 条例について
第 11	議案第 3 号	知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
第 12	議案第 4 号	平成 28 年度知内町一般会計補正予算 (第 8 号) について
第 13	議案第 5 号	平成 28 年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
第 14	議案第 6 号	平成 28 年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について
第 15	議案第 7 号	平成 28 年度知内町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) につい て
第 16	議案第 8 号	平成 28 年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
第 17	議案第 9 号	平成 28 年度知内町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
第 18	議案第 10 号	知内町税条例の一部を改正する条例について
第 19	議案第 11 号	知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第 20	議案第 12 号	知内町農業委員会の委員の定数に関する条例について
追加日程 第 1	議案第 13 号	平成 28 年度知内町一般会計補正予算 (第 9 号) について
追加日程 第 2	議案第 14 号	知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例について
追加日程 第 3	議案第 15 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第 21	意見書案第 1 号	「全国規模の総合的なアイン政策の根拠となる新たな法律」の早 期制定を求める意見書の提出について

日程	議件番号	議 件 名
第 22	意見書案第 2 号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
第 23	意見書案第 3 号	特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書の提出について
第 24	意見書案第 4 号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について
第 25	意見書案第 5 号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提出について
第 26	意見書案第 6 号	「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出について
第 27	意見書案第 7 号	大雨災害に関する意見書の提出について
第 28	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長（伊藤政博）

おはようございます。

平成 28 年第 4 回の定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は傍聴人の方、たくさんお見えになっていますが、開会が少し遅れてしまってお待たせしたこと、お詫び申し上げます。町との何点かの協議があったものですから、前段でそういうことを進めさせていただきました。

只今の出席議員数は、10 人です。定足数に達していますので、平成 28 年知内町議会第 4 回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第 1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、4 番、松井盛泰君及び 8 番、笠松悦子君を指名します。

● 委員会報告第 1 号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。
議会運営委員会は、去る12月9日に開催されており、委員長からその内容についての報告を求めます。

議会運営委員会委員長、木村一君。

◎ 委員長（木村 一）

それでは、委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成28年知内町議会第4回定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

平成28年12月15日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。平成28年知内町議会第4回定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成28年12月15日提出。知内町議会運営委員会委員長、木村一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、12月9日。出席委員、木村、笠松、吉田、西山、谷口。欠席委員なし、説明員なし。事務局、村上、筒井。2、会期について。今定例会の会期は、12月15日木曜日から16日金曜日までの2日間としたい。3、議事日程について。議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。4、付議案件について。付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告2件、一般質問7件、議案12件、意見書案7件、議長発議1件である。5、議長の諸報告、説明員の出席について。議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりである。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は只今、議会運営委員会委員長より報告があったとおり進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日16日までの2日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から明日16日までの2日間と決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成28年知内町議会第3回定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、既に印刷の上、皆様のお手元に配付のとおりでありますので、ご了解願います。

● 町長の行政報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

おはようございます。平成28年第3回定例会以降、今定例会までの町行政の主要な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。

まず、第1点目は、バイオマス産業都市認定書授与式への出席についてであります。木質バイオマスエネルギーの更なる活用、農業系バイオマスニラ茎下の活用促進、さらには、稲わらの活用検討等を骨子とする知内町バイオマス産業都市構想が認められ、平成28年10月20日に農林水産省で開催されたバイオマス産業都市認定証授与式に出席致しました。今年是全国16の市町村が認定され、北海道内では、知内町、音威子府村、西興部村、標茶町の4町が認定されたところであります。

次に2点目は、まちづくり懇談会の開催状況であります。平成28年10月22日から11月7日まで、各町内会でまちづくり懇談会を開催をさせていただきました。第6次まちづくり総合計画の概要、まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要、知内町の教育について、低炭素地域づくりモデル地域創生プランについて、バイオマス産業都市構想の概要について、さらには、平成28年度の行政執行方針に基づく主要な施策事業について、説明の出席者とまちづくりの方向性等について、懇談、意見交換をさせていただいたところであります。なお、出席者については、12町内会で242名の皆さんにご出席をいただいたところであります。

続いて、第3点目は、各種総会、大会、要望活動への出動状況であります。平成28年10月24日、道南道路4期成会、北海道縦貫自動車道建設促進道南地方期成会、高規格幹線道路函館・江差自動車道早期建設促進期成会、松前半島道路建設促進期成会、函館広域基幹道路整備促進期成会の東京要望に参加を致しました。要望先は、関係国会議員、財務省、国土交通省、国土交通省北海道局であります。出席者については、工藤函館市長、渡島西部四町の首長、そして、工藤上ノ国町長であります。更に11月15日の全国治水砂防促進大会及び要望活動、さらには16日の全国町村大会、17日の全国山村振興連盟通常総会、全国農地海岸保全協会定期総会、全国浄化槽推進市町村協議会通常総会、18日の簡易水道整備促進全国大会、過疎地域自立促進連盟定期総会に出席を致しました。また、12月1日に開催の全国半島振興対策促進大会、2日の治水事業促進大会に出席を致

しました。なお、それぞれの大会の提案書、決議書、提案要望書については、資料ナンバー1からナンバー10として添付しておりますので、お目通しをいただければというふうに思います。

第4点目は、定住・移住促進事業の実施状況についてであります。平成28年11月4日から5日、札幌市で「知って納得！食べて満喫！しりうちフェア in 札幌」を開催させていただきました。主催は、知内町と北海道新聞社の共催であります。会場は、北海道新聞社の道新プラザを貸していただいて、来場者は2,050人、そのうち移住相談については、50人、そして、移住情報の発信は、430人の皆様方に知内町の情報を発信をさせていただいたところでもあります。また、10月から11月に3大都市圏で開催された北海道暮らしフェアに参加を致しました。この事業については、北海道移住促進協議会と北海道が主催で開催されるものでありまして、10月9日に大阪、10月10日に名古屋、11月12日に東京で開催をされて、延べ2,800人の方々に来ていただいて、そのうち移住相談は73名からの相談を受けたところでもあります。

次に5点目は、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。去る10月25日に平成28年第2回定例会議が開催され、発議案第1号の議席の指定及び第2号の議会運営委員の選任については、提案どおり同意されました。また、同意第1号の副広域連合長の選任については、梶谷森町長が選任同意されました。また、専決処分した事件については、承認第1号から第6号について、いずれも原案どおり承認されたところでもあります。また、議案第1号の平成28年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算については、原案どおり可決されました。認定第1号の平成27年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計決算認定については、原案どおり認定されました。また、選挙第1号の選挙管理委員及び同補充員の選挙については、選挙管理委員4人、それから、補充員4人が選任されたところでもあります。発議案第3号の閉会中の所管事務調査についても原案どおり可決されたところでもあります。

6点目は、北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。11月22日に平成28年第2回定例会議が開催され、議案第8号の平成27年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第9号の平成27年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定については、いずれも原案どおり認定されました。また、議案第10号の平成28年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、さらには議案第11号の平成28年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）についても、いずれも原案どおり議決されたところでもあります。また、議案第12号と議案第13号の専決の処分の承認については、いずれも原案どおり承認されたところでもあります。議案第14号の監査委員の選任については、原案どおり同意されました。更に意見書案第1号の後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続等を求める意見書案については、原案どおり可決されましたが、陳情第2号の高額医療費後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出を求める陳情書については、不採択となったところでもあります。報告第3号の月例現金出納検査結果報告、28年1月9日から9月分については、原案どおり承認されたところでもあります。

次に第7点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。12月2日に平成

28年第3回定例会が開催され、議案第1号の職員の給与に関する条例の一部を改正については、原案どおり可決されました。議案第2号の平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第3号についても、原案どおり可決されたところであります。議案第3号の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正と議案第4号の職員の育児休業等に関する条例の一部改正についても、原案どおり可決されました。

次に8点目であります。江差福祉会あすなろ学園の授産施設誘致の経過について、ご説明を申し上げます。平成26年8月から知内町への授産施設誘致に向けて、現時点まで10回にわたって協議を進めてきたところであります。現時点ではありますけれども、平成30年度中に知内町での授産施設の事業をスタートできるよう、協議を進めている状況であり、また、規模、人員配置等及び共同生活援助事業所、障がいのお持ちの方の住居でありますけれども、ケアホーム、それから、法人社員の住宅等の詳細については、今、協議を進めているところであります。なお、事業概要等については、資料として添付しておりますので、お目通しいただきたいというふうに思いますが、知内町のふっくりんこを原材料として、米粉の製造とコアパウダーの製造ラインを整備する計画となっております。また、知内町産の小麦を使用してのパンの加工、さらには、休耕田を活用してのホワイトソルガムの栽培や知内特産のニラ茎の加工についても取り組むこととしておりまして、西部四町の障がいをお持ちの方の皆さんの就労の拠点施設として誘致するものであり、知内町にとっても大変大きな事業であると考えておりますので、実現に向けて全力で今、取り組んでいるところであります。なお、原材料として、知内町産のふっくりんこ、当初は50tという提案をしていただいたんですけれども、100tの生産体制で進めたいということと、知内町で今、作付けしております小麦を仕入れたい、そして、パンの加工もしたいという今、そんな意向でありますので、既に今、JA知内基幹支店と協議を進めさせていただいているところであります。

それから、9点目であります。新幹線展望塔オープニングセレモニーの開催についてであります。道の駅しりうち、知内町物産館隣に建設しておりました新幹線展望塔が完成して、11月21日にオープンセレモニーを開催させていただきました。出席者については、町議会議員9名、湯ノ里町内会役員3名、湯ノ里小学校児童・教師で21名、湯ノ里保育所園児・保育士で5名、知内しおさい園入所者等で13名、マスコミ関係者4社6名の出席をいただいたところであります。また、町関係としては、15名が出席をさせていただきました。今後は、新幹線展望塔を核とした周辺整備を考えておりまして、多くの方々に来ていただけるよう、農村公園内に群生しております、大変希少価値の高いバイカモ、梅の花の藻というふうに書きますけれども、これが今、群生をしているということですので、これを増やす取り組み、さらには、藤の木を植えさせていただいて、藤棚を設置したいということと、それから、ブルーベリーの植栽等ですね、今、来年度以降、環境を整えさせていただければというふうに今、考えているところであります。

次に10点目でありますけれども、町有施設の煙突用石綿、アスベスト断熱材の状況についてであります。煙突石綿材、断熱材落下等で一連の報道を受けて、当町の管理施設における煙突用断熱材にアスベストの含有の可能性を調査したところであります。建設年度と使用材料から中央公民館、知内高校、消防庁舎が該当するということが判明を致しました。そんなことから、上記3施設を目視で点検をしたところ、大きな損傷は認められず、

断熱材の剥落もありませんでしたが、公民館において、若干の堆積物が多く認められたことから、その堆積物にアスベストが含有されていないかの検査を実施したところであります。その結果、アスベストの検出はされなくて、煙突石綿熱材の落下ではないことが確認されたところであります。あわせて、アスベストの飛散の可能性を考えて、中央公民館、知内高校の気中の含有検査も実施致しましたが、いずれもアスベストの検出がなく、飛散されていないことが確認されたところであります。このアスベストに関する他町村の状況が報道されたことから、町民の皆様方、心配された方も多いというふうに思いますが、本町においては、影響がなかったということで確認できましたことを一安心しているところであります。なお、知内消防署においては、今、渡島西部広域事務組合で飛散の検査を実施中であります。わかり次第、報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上、10点について、行政報告とさせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

これで行政報告を終わります。

● 委員会報告第2号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、委員会報告第2号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、吉田峰一君。

◎ 委員長（吉田峰一）

委員会報告第2号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。

平成28年度における経済民生常任委員会の所管事務調査にかかる結果の報告について、別紙のとおり報告します。

平成28年12月15日提出。知内町議会議長 伊藤政博。

経済民生常任委員会所管事務調査報告書。

平成28年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告します。

平成28年12月15日。知内町議会経済民生常任委員会委員長 吉田峰一。知内町議会議長 伊藤政博殿。

記、1、調査月日、平成28年11月11日（金）（1日間）2、調査委員、委員長、吉田峰一、副委員長、成澤五郎、委員、五十嵐捷爾、委員、花井泰子、委員、松井盛泰、委員、西山和夫、委員、木村一、委員、笠松悦子、委員、谷口康之。3、欠席委員、なし。4、説明員、網野副町長、小田島総務企画課長、西野産業振興課長、南農業振興係長、佐々木建設水道課長、佐藤主任技師、東出主事、田中学校教育課長、松本社会教育課長、小嶋事務長。5、事務局員、村上事務局長、筒井係長。6、調査事項、台風及び低気圧による被害状況について。

7、調査意見、本年における台風及び低気圧による被害状況について調査した中で、渡島知内地区における船揚場施設については、平成28年1月18～19日通過の大型低気圧によりコンクリート部分が大破し、地盤が流出する被害を受け、北海道において大型土嚢での応急措置をしたものの、現状では完全な復旧に至っていない。

この施設については、上磯郡漁協が北海道から占用許可を受けているが、復旧にあたっては漁協単独では難しく、町の支援も必要と感じられることから、船揚場として復旧した場合の利用価値や、護岸として再構築する方がいいのかなど、それらを鑑みながら、北海道、町、漁協の三者で連携し、最適な対策を望むものである。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

なお、只今、報告がありました常任委員会の報告内容については、理事者においてこれを行政に十分反映されるよう議長からも要望します。

● 追跡質問

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、『追跡質問』を行います。

追跡質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、『一般質問』を行います。

一般質問は、会議規則により、予め議長に通告のあった順序により行います。

順に発言を許します。まず、6番、西山和夫君。

◎ 6番（西山和夫）

一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目であります。

「授産施設誘致による法人との協議経過について」お尋ねを致します。

平成26年8月11日のインクルーシブ教育の所管事務調査において、障がいのある子が通常の教室の中で教育を受けたり活動するのが理想的な姿であり、また、社会への啓蒙活動をすることによって、社会で孤立したり生計が立てられなくなったりすることがないよう事業が実施されているが、依然として、就業活動の厳しい状況にあります。そこで、文化交流センターの活用も視野に、又は、西部4町の大きなエリアの中での授産施設の事業展開を望む議会と教育長の思いが重なり、平成26年8月26日に第1回の教育長・課長による法人との協議がスタートし、平成27年12月16日には、町長と法人とのトッ

プ会談も行われ、現在に至っているが、これまでの協議してきた経過について説明をお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、ご指摘の授産施設誘致による法人との協議経過、経過については、今、ここにお示しさせていただいているとおりであります。それで、今、前段で行政報告をさせていただきましたけれども、先ほども申し上げました。30年中に何とか授産施設をスタートできる、そんな今、状況で、理事長との確認を取らせていただいているところでありまして、先ほども申し上げましたけれども、障がいをお持ちの人方だけの就労の場ではなくて、そこに供給する農業の発展にもつながるということで、私は知内にとって、大きな企業誘致になるだろうというふうに考えておりますので、引き続き、実現に向けて努力をしていきたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

先ほど行政報告がされ、その資料等も後ろの方々にも添付されたところであります。今、粛々と経過を出すための協議が進行中ということであります。今、日本でも大きな交渉が始まります。プーチン大統領と安倍首相の中で、北方領土返還に向けた、今、動きが加速する中で、よく報道で言われるのが、信頼関係を結ぶことなんだという話が出ております。まさしく、今、26年から2年がかりで、町長とトップ会談をして、今、相手側との協議を進めてきたその信頼関係の中で、多分、こうした結果が今、出ようという状況なんだろうと思います。そういう意味では、先ほどの協議会の中でも、議長から感謝の意がありました。ただ、我々としても、感謝します。本当に良い成果が今、結実しようとしているわけですから、ただ、その経過の中で、一般質問の最初の文面で言わせていただきましたように、前田中教育長と所管調査の中で、いろいろ議論して、インクルーシブ教育についての語り合いがありました。その中で、不幸にもあすなろ学園に在籍している方の不幸がありまして、その中から、いろいろ障がいの支援を受けた後の就労活動だとか、その辺はどうなっているんだろうなというお話が出た中で、同じ思いで田中教育長もいたということで、まして、前町長からどうするかという方向性、ただ、町政が代わりましたので、なかなか言う機会がなかったということで、町長との話はされていなかったそうでもありますけれども、その中で進んだ成果、やはり田中教育長があり、また、担当課長があり、副町長があり、そして、議会との□□もあったわけですから、そうしたいろいろな積み重ねで、今、町長が最終的に信頼関係を得て、トップとしての判断を下そうとしているわけですよ。もう少しその過程の中で、大事にさせていただければ、今日、行政報告ありましたけれども、この後、町民が知り得る状況であれば、それは我々も理解するんですけれども、残念ながら、この行政報告がされる前に町内の何点かで今のような報告が多少、簡易な報告だったそうでもありますけれども、報告がなされたという経過があります。非常に残念でなりません。やはり、議会とそういう議論をした、そして、一般質問したかったんですけれども、残念ながら、まだ成果的に発表できる段階ではないということで、それはストップ

かかってきたことですよ。ようやく、今、協議がまとまりかけている大枠報告できる範囲にきた、それで、今、一般質問させていただいているんですけども、やはりもう少し議会とまたは、それに携わった職員の慰労に感謝する気持ちがあるのであれば、まず、議会から報告をして、そして、町民に知らしめるという順序なんだろうと思います。その辺の認識というのは、どのように考えていますか、お尋ねします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、どういう質問なのか、ちょっと私なりに整理できていないんですけども、実は各町内会で議会に説明をする前に話をしているというご指摘でありますけれども、これは私はですね、そのときにも言わせていただいています。まだ要するにハードルを越えなければならないものがあって、できれば、町民の皆様方に大きな課題でありますので、周知をしたい。ただ、それがまだ時期尚早という考え方をしています。ただ、今、これで何とかそこまでたどり着ける、今、状況になっているということを町内会の皆様方に、3町内会、前浜と渡島知内町内会と湯ノ里町内会のまちづくりで、実は話をさせていただきました。その以前の町内会は、まだ理事長との詰めができていなかったものですから、一切、それには触れませんでした。それで、31日の日に私、江差に行って、その辺どうでしょうかと、理事長、あすなろ学園、福祉法人という形しか、私、言っていないんですけども、あすなろ学園という名前を公表しても、名前を出していいんですかという確認を受けて、3町内会でそういう発言をさせていただいたところでもあります。その際にも条件はちゃんと付けています。これは今、はっきり実現という形になりましたら、議会の皆様方にも説明し、そして、できれば、町民の皆様方を対象にした事業計画を要するに理事長に来ていただいて、その辺の説明をしていただければいいように今、協議をさせていただいていますということは、言わせていただいておりますので、今、議員が言ったこと、もちろんであります。私が今、たまたまその立場にいて、それまでの経過でいろいろとご苦労された方々がいるので、それを決してないがしろにと考えておりません。ただ、大きな事業でありますので、私も慎重に今なってきたということでもあります。それで、最終的に、今週の月曜日に足を運ばせていただいて、これを行政報告をさせてもらうことはどうなんだろうということを確認をさせていただいて、構いませんということだったものですから、今日に至ったということでご理解をしていただければと思います。ですから、私だけがその部分を担っている話ではなくて、26年から要するにインクルーシブをモデル地域にしたときから、議員の皆様方からも言われました。前教育長が。うちの特別支援事業というのは、ほかの自治体からみて、劣っているんですかと、そのモデルにした理由というのはわかりませんという発言もいただきました。ですから、私はそのことを聞いて、できるだけやっぱり今、特別支援教育をしています。幼稚園から小学校、中学校、高校まで、ほかの地域ではやっていないことをうちやっていますので、ただ、残念なのは、知内高校を一生懸命頑張った人が、知内町での雇用が確保されていないという、大きな課題があるということを私はその時点から意識していたものですから、いろいろと今、協議をさせていただいて、これは今、こんな報告をさせていただいていますけれども、いろいろとその辺は議会の皆様方、町民の皆様方にお話できないものもたくさんありました。それで、結果的に今、議員が言

われているように、お互いに信頼関係を如何に構築するかということに、私は努力をさせていただいて、今、実現できるという形になったということで、ご理解をいただければというふうに思います。

◎ 議長（伊藤政博）

西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

今、言われるように、町内会、3箇所それぞれお話しされたということであります。ただ、いろいろ感じるものがあれば、やはりもう少し議会との調整、まして、秘密会もできるわけですから、その中で、経過の途中報告なり、いろいろ過程を説明して、議会の皆さんと進めていただければ、ありがたかったかなという思いであります。当時、旧中の川小学校、今の文化交流センターを起爆として、何とかそういう活用もしていただきながら、施設が来ていただければありがたいという話、残念ながら、旧中の川小学校と青少年交流センターの裏側、旧あけぼの団地の跡地ですか、そして、湯ノ里と3候補の中で、最終的には湯ノ里地区に決まるだろうという今、方向性で動いています。然らば、文化交流センターの使い道、もっと早くからこういう話が議論されれば、じゃあ、新たにあすなろ学園が、もし、だめだったのであれば、じゃあ、どういう使い方があるかとか、早々に議論もできただろうし、また、発展的な意見も出た可能性があるわけですよ。だから、時間というのは、すぐくもったいなという思いなんですよ。ここまで我々も我慢したわけですから、もう少し中間報告なり、そういう議論があれば、まだまだ活用方法なり、また、障がい者のあるべき姿の追求なんかもできただろうと思っています。そういう意味で、本当に残念だったな、もう少し議会と議論をしていただきたかったなという思いであります。障がい者の差別解消法というのもし行われております。この中で、いろいろやっぱり障がい者に対する対応というのは、随分、今、変わってきているんだと、あくまでも人間として一緒に共同の中でどう生活していくかという、今、模索段階が進んできている、その一歩として、皆さんも我々も含めて障がい者に対する考え方の違いを少し変えていこうという、そういう思いなんだと思います。やはり障がい者と一緒にこれからも知内町の発展を願う一人としては、そういう施設を活用した中で、どんどんどんどん、また、先ほど町長が言われる農業、そういう施設がくれば、農業関係にも波及効果があるわけですし、まして、渡島で42名の現在、そういう授産施設に通っている子どもたちがいるということで、その42名すべてが本当はそういう施設に、知内がもし、結果として、認められるのであれば、その施設に42名が来ていただければ、保護者の負担も軽減されますし、また、安心な近場にいるわけですから、将来の期待も含めて、保護者も安心するんだろうなという思いがあります。是非、これはあまり突っ込むような話ではありませんので、是非、これを結末として、最終判断をして、施設が予定では30年ということでもありますけれども、順調に進んで、いい構想が立ち上がればいいなという期待を申し上げて終わりたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、ご指摘いただきました、旧中の川小学校、文化交流センターの活用で、もう少し町

の方から情報をいただければ、その活用でのいろいろと意見を要するに把握できたんだろうと。すごく時間がもったいなかったという、今、お話でありましたけれども、実はですね、今、それを諦めているわけではありません。別な形で何とかそこを、そのあすなろ学園が今、事業所を開設するためのいろいろな条件、障がいをお持ちの方が、すぐ来て就労できるという環境はなかなか難しい、その前段で、2年、3年の訓練が必要だということも理事長から言っただけです。ですから、ここに工場が今、建てたから、旧文化交流センターについては、その活用がされないということは考えないでほしいと、私は次にもし、それができて、次に事業展開する場合に、そこも活用できればなということは、もう既に理事長の方に投げかけておりますものですから、そんなことでご理解をいただければというふうに思っています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

後ほど意見書案で出るんですけれども、特別支援学校、北海道でも105不足しているということでもあります。いろいろ使い道は、またいろいろな角度から議論すれば出てくるんだろうと思いますので、是非、せつかく空いて、今、文化交流センター、教育管理になっていきますけれども、なかなか体育館の使用というのは、満度みたいですが、なかなか全体としてうまく活用されていないという、まして、長年放置しておけば、施設的な不備も出てくるということでもありますので、是非、早々に対応するよう、お願いを致します。

次に2問目、質問をさせていただきます。

『「選ばれる学校づくり」に向けて』質問をさせていただきます。

「選ばれる学校づくり」に向けて、故松本教育長、前田中教育長と幾度となく議論を重ねてきましたが、道なかばであります。「改革を為す」ことは強い意志と将来の姿、夢が必要だと思います。そこで、教育長の目指したい「学校づくり」はあると思われるが、次の点についてどのような考えがあるのか、お尋ねを致します。(1)土曜授業の復活について、(2)幼小中高一貫教育による英語力の強化について、(3)教職員の研修強化についてお尋ね致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

ご質問に対して、お答えを申し上げます。教育は、まちづくりの基本とよく言われておりおります。子どもたちが自分の可能性を信じ、自ら人生を切り開いていく力が身につくよう、これからも努めてまいります。

土曜授業について、申し上げます。段階的に土曜休業が導入をされまして、平成14年度から完全学校5日制が実施をされております。また、平成25年度におきましては、法令改正によりまして、教育委員会等が認めれば、土曜授業を行っても良いということになってございます。

本町の現状につきましては、各学校において、5日制のもと、年間の授業、あるいは、特別活動等が計画どおり実施できております。また、土曜日につきましては、極めて加入率

の高いスポーツ少年団活動が充実をし、定着をしております。以上のことから現時点におきまして、土曜授業を行う必要はないと考えております。

2点目、幼小中高一貫教育による英語教育につきまして、申し上げます。小学校におきましては、引き続き文科省の指定を受けまして、小学校3年生から週1時間の外国語活動を継続しております。まずは、英語の音声や表現に慣れ、「聞く」「話す」を大切にして、指導してございます。中学校では、小学校でのそうした学習歴を生かし、英会話活動につなげるよう、接続に配慮しております。また、次年度におきましては、高校教員が中学生のTT授業に加わり、中高の英語学習の接続を図ってまいります。また、次年度に向けまして、小中学生への英語検定受検の助成を具体的検討を今しております。最終段階であります高等学校では、次年度の入学生から全員英検受験を目指し、海外研修旅行、あるいは、留学事業が終了した際の報告会は、オールイングリッシュで行うこととしております。そのような形で、関係団体とも連携をしながら、一貫した英語教育を推進してまいります。更にALTの各校巡回指導、または、北海道教育大学との連携により、外国人留学生との交流を通じて、生の英語に触れる機会を拡充してまいります。

3点目の教職員の研修について、申し上げます。本年度の教育行政執行方針で申し上げましたとおり、各学校では、学校課題に対応した研修体制を整え、それぞれ「授業改善」あるいは、「アクティブラーニング」等、研究主題を設定し、年間を通じて実践、校内研修を進めているところであります。また、本町では、小中学校と高等学校に、教職経験が極めて豊かな校内研修コーディネーターを2名配置してございます。若手教員を中心にそれぞれ学習指導、生徒指導、教育相談、あるいは、学級経営等にきめ細やかな個別指導を行うほか、校内研修では、自ら講師を務め、コンプライアンスにわたり、多岐な全体的な指導啓発を行っています。今後もあわせて、町教委主催の学びセミナーを充実させるなど、教職員の資質向上に努めてまいります。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

確かに土曜日、少年団活動が活発であります。ただ、そういう少年団活動を通して、様々な経験を積み、自らを高めている子どもたちがいる、確かにそういう現状はあります。ただ、一方で、本当に土曜日を有意義に過ごせているのかという、隠れた子どもたちもおります。そういう方々を含めて、どう土曜日を活用して、心技体、様々な活動の中で鍛え上げていくか、それが土曜日の一つの理念でもあるような気が致します。それで、土曜授業できないのかという、教育長へのお尋ねなんですけれども、今回、2020年ですか、中学校の英語が変わります。それで、週1こま45分の外国語活動が3年生、4年生で実施、そして、5、6年生は外国語活動が週2こまの90分で英語に変わる、教科化されるということでもあります。それによって、3年から6年生が週1こまの授業分増えるんだというお話で、それをどう解決していこうかということで、短期学習、または、土曜授業、そして、もう1つ、60分授業ですか、その3つの中で、どう取り組んでいくかというのは、それぞれの自治体の教育委員会に任せられているんだろうと思います。これから、60分授業をしていくのか、短期学習をしていくのか、それとも、土曜の活動を視野に検討していくのか、それらもあるわけですよ、将来的には。確かに今、特区として3年生か

ら英会話活動やっております。その中で、確かに先ほどの答弁では、年間の授業料を計画どおり実施していているというお話でありました。じゃあ、これからそれを含めて、考えたときに、授業の時間割が果たして窮屈にならないのかという問題もありますし、当然、先生方への負担も大きくなるだろうと思っています。そういうことを考えたときに、土曜授業、確かに土曜授業に限らず、3つの形体あります。土曜授業と土曜の課外授業、そして、土曜学習、3つの形体の中で、じゃあ、どれを取ってやるかとか、せめて、次に向けた考えがあるのであれば、その時間をやはりぎゅうぎゅう詰めにしなくて、ある程度、緩和して、子どもたちに教育をする場を設けるためには、そしたらどうしたらいいのか、先ほどの土曜授業、そして、土曜の校外学習、これは学校が主体として、授業は教育ですから、課外授業に関しては希望者、そして、3つ目の土曜学習、これは教育委員会が主体としてできるわけですよ、そうした教育委員会が主体した土曜学習をもし、取り入れるとすれば、その中で、いろいろな検討ができるだろうと思います。そういう考えもございませんか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（本間茂裕）

今回のご質問が土曜授業ということでしたので、授業について、まず、お答えを致しました。前段のお話の中で、土曜日をどう過ごすかというお話がございました。平成4年から土曜日休業が日本社会で始まりまして、平成7年に4週6休が始まり、そして、平成14年に完全学校5日制と、そうした段階を経てきたときに、先ほど議員ご発言の土曜日をどうやって過ごさせるんだという議論も国内で大変、多くなされたわけでございます。まず、大切なことは、学校が5日制になったときの趣旨をやはりもう一度、確認する必要がある。学校、家庭、そして、地域の役割を明らかにして、子どもたちに有意な過ごし方をさせていこう、このことがまず、非常に私は大事だと思っています。先ほどの英語の授業のことですが、ご指摘のとおり、2020年、平成でいいますと、32年、オリンピックイヤーですが、新しい学習指導要領が小学校で全面実施となります。この学習指導要領は、今、国が改訂作業を最後詰めておりますけれども、大きな変更点が何点がございます。その中で、ご指摘の小学校高学年の外国語活動が教科に変わると。それも授業時数が今よりも多く配当される見通しでございます。そういうことを踏まえまして、平成32年度以降の教育課程の編成、あるいは、1週間の授業をどう割り振るかというところで、大きな課題を抱えることとなります。来年度は、周知徹底の1年と聞いております。2年間の試行を経て、全面実施になっていくと思います。ご指摘の点につきましては、十分検討をして、土曜授業も当然、選択肢の1つとして、関係機関、学校、学校運営協議会、町内PTA団体とも連携を図りながら、検討を進めてまいりたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

いろいろ検討をしていただくということでもありますけれども、ただ、今、子どもたちの立場から質問をさせていただいております。ただ、それを研修、先生方の研修にぶつけた場合でも、その土曜学習であれば、いろいろな角度から講師を招集して、また、土曜日と

いう環境がありますので、先生方も来やすい、講師の方々も来やすい環境になるんだろうなという思いがあります。そうした方々をどう生かしながら、土曜学習、子どもたちのための学習ができるかという、そこにぶつけていけば、いろいろな芽が出てくるのかなという思いがあります。そういうトータルで考えたときに、先生への向上心も一緒に鍛え上げられるでしょうし、まして、アクティブラーニングですか、これからいろいろな主体的、能動的な活動を求められる時代ということで、そのアクティブラーニングの導入に踏み切るわけでありまして、それを実施するのも2020年からでありますから、それまでの研修の過程の中では、先生方の不安というのは、本当に大きいだろうなという思いがあります。そうしたものも含めて、土曜学習で教育委員会が主体となって、先生のそういう研修の場を作るだとか、また、子どもたちの授業を作るだとか、いろいろな活動もあるわけですから、そういう活動を推進するための土曜学習にもちょっと目を向けて、土曜授業になれば、先生方のまた捉え方、どうしても授業になればお金の問題も発生しますし、いろいろな問題も出てきますので、そういうことも含みながら、予算的な処置もされている土曜学習を取り入れていただければ、先生の研修にも役立つだろうし、子どもたちの知徳体の鍛え上げる、そうした場にも活用できるのかなと思っていますので、是非、土曜学習に向けて、もう一度、検討していただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（本間茂裕）

ご指摘のとおり、例えば既に先行実施をしている市町村の状況をみますと、土曜日に体験的な学習を取り入れて、地域の方をそこでおいでいただいて、講師を務めていただくだとか、いろいろな形体が今、出ております。今、お話のありました土曜学習も含めて、検討してまいりたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

今、教育長言われるように、活動の内容的には、資格習得だとか、スポーツ活動、効果的なトレーニング方法だとか、いろいろ事例があります。その中で、どうプログラム内容を独自に作り上げてやっていくかというのは、やっぱり教育委員会が主体となって進めていってほしい問題でありますので、是非、取り組んでいただきたいと思います。

次に英語教育について、お尋ねを致します。英語教育については、いろいろ議論してきたところなんですけれども、いろいろ前教育長ともデメリット、メリットの違い、いろいろあるみたいで、デメリットというのは、そしたら何があるのかということで、いろいろ議論した結果、頭が混乱するとだとか、日本語の文章と英語の単語が混同するだとか、いろいろデメリット言われてきております。ただ、いろいろ情報を見て、自分なりにかみ砕いてみれば、最終的にそれらは解消していくんだろうな思いがしております。どう英語を育てていくかということで、先ほど小学校3年まで遡って英語活動をするという国の方針ですが、もう我々の時代から英語教育されているわけですね。私も卒業してもう40年以上になります。教育長もその時代になるのかなという思いはしますけれども、じゃあ、今、そういう英語教育が加速して、今の子どもたちを見たときに、じゃあ、高校生で英語

ペラペラだよという状況がどの程度あるのか、じゃあ、その確率はどのくらいなのかという、いろいろな疑問というのが出てくるんですね、この教育の課程で。確かにいろいろゆとり教育から脱却して、まして、今、いろいろな意味で、各教科指導に力を入れる、そういう段階でありますけれども、英語教育に関しては、どんな策をやってもなかなか地方の子どもたちのレベルというのは、我々見る限り、そんなにそんなに上がってこないなという気がしております。ですから、それをレベルアップさせるために、どういう教育があるのかということで、幼小中高一貫教育の中で、まず、耳から聞いて、最終的には、高校には先ほど町長の答弁にもありましたけれども、英語で会話するだとか、ある意味、公用語として、高校の中で使えるだとか、それを海外研修だとかに最終的に役立てて、いろいろな海外の文化等を仕入れてくるという最終段階に持っていくというのが自分のベストなわけですね。そういう意味で、まず、聞く、このことが一番、我々もオギャーと生まれて、日本語を聞いて育っているわけですね。文法から入っているわけではないですね。そういう意味では、やはり聞くから入って、幼から聞くということを目指して、中・小、小もある意味、土と同じように耕すという感覚の中では、まず、基礎段階ですから、土作りをまず、始めて、中学校に行き、それに種を植えて、花を咲かせて、最終的に高校で実のなる木にさせていただくという、1つの理想もありますので、そこに根ざすために、じゃあ、どういう英語教育、独自の英語教育をしていくかということで、それぞれ他の市町村では、活動を行っているわけですね。札幌の事例ですけれども、保育所、認定外ではありますけれども、100万円だそうです。年間の授業料。100万円で小学校に入学するまでには、英会話ペラペラになるという、それは保証しますという記事もあります。いろいろな角度から、そうした今、そういう国際社会の中で、やっぱり英語力というのが求められている時代でありますので、それを1つに基本をマスターすれば、英語という1つの自信、道具を自分の中で体得すれば、次の中国語でもロシア語でも踏み出していけるんだらうなという自信が生まれるんだらうなという思いがあります。今、せっかく教育課程の中で英語やっているわけですから、是非、英語を体得するための方策として、今のままの教育指導の中でやっていっていいのかという、1つの疑念が出ます。まず、その点について、教育長からお尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

私も学生時代に英語を勉強したときは、今と違いまして、ほとんど読む、書くの世界の英語学習でしたので、英語を聞く、また、その聞いた英語を理解する、それを言葉に代えて相手に伝えるなんてことは、とっても苦手で大変な思いをしたことがございます。コミュニケーションの今、議員がおっしゃった中で、すごく私、同じだなと思ったことが、やっぱりコミュニケーションを自分から取るという姿勢を英語学習の中で育てていくという観点も極めて大事ではないかというふうに思っているわけでございます。

さて、英語力をどうやって付けていくんだと、英語教育を町としてどうしていくんだという、大変、大きなくくりの質問でございますけれども、今回、まず、知内で小学校に上がり、そして、高校を出るときに、英語教育の成果がどうなんだというところで、高等学校と協議を致しまして、来年度の入学生からは、1つは英語力の指標である英検を全員受

けさせましょうと、それをまず、1つの目標にしましょうと。3月の定例会で皆様にご承認をいただいた、学校教育の中期推進計画の中で、英語教育に関わっての評価指標の中に中学生、高校生は、英検3級を受験する割合をどちらも30%しましょうと。ということは、そこまで到達していないレベルでしたので、きっとそういう目標指標が出てきたんだと思うんです。とにかく知内高校に入ったら、英検は全員受験だと。文科省が言っております、英検が高等学校卒業時には、準2級か2級程度という1つのくくりがございまして。これはまず、努力目標にして、全員受験をさせるということをゴールラインに設定したいというふうに考えております。それから、ちょっと英語とは話はそれますけれども、やっぱり高等学校、中学校、小学校の先生のこの連携というのは、すごく大事なんです。例えば、今、ちょっと手掛けていることは、数学の先生たちをお願いをして、この間の全国学力テストの中で、本町の子どもたちが図形という領域が点が取れていませんでした。調べたら、高等学校も同じでした。高校の先生と中学校の先生と小学校の先生で、じゃあ、うちの町の子どもたちに図形の問題を解かせる力をどうやったらいいんだろうかという話を今、させていただいています。そういう縦のやはり連携を現場レベルの連携をもう少ししっかり積み上げていきたいというふうに思っております。そういう形で何とか実のある英語教育をというふうに思っております。冒頭の話に戻りますけれども、コミュニケーションを自分からしっかり積極的に取っていくという資質を育てるという点では、英語教育は非常に大切だと思っております。今、自分が持っている、語学力で、たとえそれがつたない語学力であったとしても、そのつたない語学力を持って、相手とコミュニケーションを図っていく、このことが非常に私は大事だと持っておりますので、今後もそういう形で進めさせていただきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

ある意味、方向性は同じなのかなと自分も思います。習うから慣れて、今、言われるように、試す段階までどう持っていくのか、ただ、8番議員、前に検定料の無料の話出ました。今、これが実行されるんだろうと思っておりますけれども、ただ、今、中学校の3級、英検3級のレベルが全国で44位だとか、高校では中学レベルの英語力しかないんだという報道があちこちで出ています。そうしたときに、自分たちの学校はそしたらどうなのかという、確かにそれよりも基本的にさっき言われるように、30%以上行ってくれよなという思いはあるんですけれども、まだまだ低い状況には変わらないのかなと思っております。今、文科省の推奨の中で、先ほどの土曜学習と関連するんですけれども、土曜学習の中で、塾の先生方を講師として招いて、アクティブラーニングだとか、いろいろなやり方のそういうたけた人が、学校で子どもたちの前で授業をさせる、それを先生方が研修目的で見て、自分の身にするという、そうした動きを推進するというお話もありますし、いろいろな角度から、レベルを上げていくための方策というのは、しているわけですよ。なかなか自分の言い方が伝わらないのかどうか分かりませんが、教育長はあくまでも国から出た教育方針のもとに、今、積み重ねようという動きであります。自分はそれを壊して、独自に幼から高までのせつかく高校あるわけですから、町立高校あるわけですから、そういう動きをすることによって、町外からそれを習いたい、是非、知内の幼から高の一貫教育

の中で、いろいろな道具としての英語なり、また、いろいろな教材のレベルアップをしていきたいという、そういう思いにつながれば、更に選ばれる学校づくりになっていくんだろうなという自分なりの思いもありますし、もう一度、教育長にお尋ねしたいのは、従来
の国の指針に沿って行う教育プラスアルファで知内町の独自の英語教育、または、全教科
で該当するものがあれば、それなりの一貫教育をしていくという方向性、もう一度、検討
するという腹はないんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

公教育ですので、国が出した指針だとか、北海道が出した指針、それを無視してやるわけにはいきません。ですが、議員がおっしゃるとおり、教育はやはり児童、生徒の実態が非常に大事でありますので、本町の児童生徒の実態をしっかり踏まえて、そして、本町らしい教育をやっていきたいなという思いはございます。理想を忘れず、現実を離れず、進めてまいりたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

いずれにせよ、先生方を頼るしかないわけであります。教育というのは。そして、我々、こうして議会議員をやらせていただいて、こうして議論させてもらっています。こういう教育に携わる者たちが連携をすれば、いろいろな角度から更に高みを目指せる教育ができるだろうと思っていますので、是非、英語だけではなく、いろいろな教科の中で、知内の目指す、選ばれる学校づくりに向けて推進していただければありがたいだろうし、最終的にはそれがまちづくりにつながるものだと確信をしておりますので、是非、そういう活動を通して、知内町の更なる発展に寄与していただきたいなと思います。以上で質問を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

それでは、議長から許可をいただきましたので、3項目について、質問をさせていただきます。

質問の第1は、「町内会館の整備計画について」です。

第6次まちづくり総合計画では、町内会館の計画的な維持管理・更新については、「公共施設等総合管理計画に基づきながら地域住民との協働により適正な維持管理を図る」とありますが、各町内会から要望がある中で、具体的に現在、どのような見通しで更新を考えているのか、伺います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

お答え致します。13の今、町内会館の中で、中の川生活改善センターが昭和44年の建築で、本年度で47年が経過して最も古く、そして、小谷石町内会館は平成14年に建

築と最も新しい状況に今なっております。これまで屋根の葺き替えや外壁の改修、トイレの改修等を計画的に実施してきておりまして、新年度では、涌元漁村環境改善センターの外壁改修を今、予定をしているところであります。そのほか、新年度予算の編成に向けて、町内会からの要望を伺っておりまして、各町内会から集会所の絨毯の更新、さらにはトイレの改修、戸や窓の修繕や、排水の修理等の要望をいただいております。予算編成の中で適切に対応していきたいというふうに、今、考えているところであります。

なお、きらく町内会館、北海道が昭和55年11月に建築した道営工事の監督員用の建物を平成6年3月に町が取得をさせていただいたものでありまして、建築年度は渡島知内、元町、涌元谷地、前浜の各町内会館と同じであります。建設の目的からして長期使用を予定していない建物であったために、ここ数年、床の傾き、窓枠の変形が進むなど、老朽化が著しくて、きらく町内会からの建て替えの要望を今いただいております。それで、町内会館、各13町内会、これは早く建てたもの、それから、要するに新しいもの、今ちょっと差が出てきておりますので、できるだけやっぱり古い住宅から手をかけなければならないという自分なりの今、考え方を持っておりまして、担当にその辺の指示をしています。それで、きらく町内会からの会館の建設、これは何年もそういう要望を受けておりますので、何とか早い時期に着工できればなということで、今、内部調整をさせていただいておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

今後においても、毎回、新年度予算の編成にあたって、各町内会に要望を受けさせていただいております。その要望については、100%という形は言えないんですけども、新年度予算に反映できるものについては、極力、新年度予算に計上をさせていただいているということでありますので、何とか現施設を長く使える形を取っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

今、ご答弁をいただきました。いくつかの町内会館も私も見てまいりました。1つとしては、先ほど町長が話されたように、適切に修繕をしながら、維持を図っていくという町内会館。それから、2つとしては、先ほども話されたように、きらく町内会館、私も見させていただきましたけれども、非常に傷んでおります。ですから、これは早く建て替えをした方がいいのではないかというふうに、実は私も思っています。そして、3つ目として、こういう話をして申し訳ないのですが、湯ノ里町内会館のことを例に取らせていただきます。町内会館としての役割を担いながらも、それにとどまらず、様々な地域の要求を吸い上げながら、まさに総合計画の副題にありますように、笑顔で住み続けられるまちづくり、これを目標に地域住民の安全、安心、これを念頭に置いたまちづくりを町内会長を先頭に、今、行っております。高齢者の生きがいづくりもそうありますし、さらには、これから始まる介護保険の予防のための拠点となるべき、そういうような町内会館になるのではないかというふうに私は思っております。そして、本当に有償ボランティア、これも湯ノ里町内会館としては、だいぶ先に、もう10年近く前からこのボランティアを立ち上げて、活動していますし、地域の担い手としての子どもの見守り隊、これもしっかりとやっております。また、ひとり暮らしの安否確認、そして、自主防災組織、これも一番最初

に立ち上げて頑張っている町内会でございます。ですから、人的に言えば、本当に申し分のない、そういうふうな活動をしている湯ノ里町内会だというふうに私は思います。ところが、町内会館の状況を見ますと、やっぱり大変な状況だというふうに考えます。その1つは、多分、町内会から要望が出されていると私は思います。修繕の要望です。町内会は、多分、建て替えてほしいなどとは言えないだろうという、そういう認識を持っているのではないかと思うんです。ですから、修繕をしてほしいというふうなことになっていると思うんですけれども、1つに湯ノ里の町内会館には、診療所が併設されています。あれは2階になっております。ですから、高齢者の方が診療するときに、2階に上がらなければならないという、とても大変な状況にあるというふうに私は聞いております。これは2年か、2年半ほど前にいろいろな議論の中で、診療所を今の町内会館に移すということになったというふうに私は伺っております。そして、町内会館を湯ノ里のものにするという、そういうこともいろいろな経過の中で、町からお金を出していただいて、2階建ての事業者が使っていたところを買っていただいたというような形の中で、今、町内会館が使われているというふうに、私は認識しております。ですから、様々なことがあって、とても使いつらい、診療所もある、だけれども、町内会からは、建て替えてほしいという声が出せない、そういうふうな状況で私はあると思っています。ですから、私は率直に言って、これからの今、先ほどの町長の行政報告の中にもありましたけれども、あすなろ学園、これが湯ノ里と決まったわけではありませんけれども、多分、湯ノ里になるのではないかと、いうふうに私は思っています。だとすれば、診療所、病院がきちんとあるということも大切な1つの条件にもなるのではないかと、いうふうに思っています。私は古さからいったら、きらくの町内会館よりは新しいかもしれませんけれども、きらくの町内会館共々、私は湯ノ里町内会館をしっかりと整備をしていただきたいというふうに思っています。町長の御所見を伺います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

一般質問の通告とちょっと内容が今、変わってきておりますので、全体の今、町内会館の整備をどうするかということを受けたものですから、きらく町内会については、以前から老朽化が進んでいるという要望をいただきました。

今、湯ノ里町内会館の状況については、花井議員が言われた経過があります。要するにうちが今、建設をするときにどうしようかということで、町内会と協議をさせていただいて、今の施設を町に買っていただければ、要するに自主的に運営をしますと。ところが、なかなかその自主的な運営もできなくなって、コミュニティで70%を町が要するに助成をして、それで、今、状況を担ってきているという、いろいろと過去の歴史があります。そんなことからですね、今、私も何回か会館におじゃまをさせてもらえる機会がありました。それから、湯ノ里診療所、これがもう老朽化して、どうするかと、そんな中で新しく建てることも1つの選択肢でありました。それから、要するに既存施設に診療の機能を持たせるという選択肢がありました。これはですね、町内会の皆様方と十分協議をさせていただき、それから、田村医師とも協議をさせていただきました。なぜかという、今、ご指摘の診療所部分が2階になっていて、高齢者の皆様方の不便がきっとあるんだろうとい

うことも想定しながら、いろいろと検討させていただいて、今の会館に診療所を移転をさせたという経過があります。それで、今、その状況は、重々、私なりに理解をさせていただいております。あえて、今、ここで、こういう考え方で手を付けるということは申し上げませんが、1つのきっかけになるということは、私なりに考えています。それは、今、あすなろ学園であります。ご指摘の。ここを誘致できることによって、要するに障がい者の皆様方と地域コミュニティ、これは先ほど言いました、湯ノ里町内会というのは、本当に13町内会の今、モデルとして、いろいろと地域活動、町内会活動をしていただいている町内会でありますので、何とかその辺の連携を要するに充実をするがための1つの方法としては、もう私の頭の中にありますけれども、今、ここでは申し上げません。その辺はご指摘いただいたことについては、重々、理解をさせていただいて、これから何とかいい方向に進めていければなというふうに思っています。

それから、もう1つ、きらく町内会、今回のまちづくり懇談会のときもお話をさせていただきました。1つの施設を会館として建てるのも選択肢です。それから、その施設を建てて、要するに多くの利用目的で建てさせていただいて、そこを要するに町内会館として使ってもらおうということも、1つの選択肢だというふうに思います。それから、今、ご指摘の高齢化時代は、もう到来しています。これからますます進行します。そんなことから、お年寄りの生きがいづくりとしてのやっぱり施設というのは、当然、必要になってくる、各町内会ごとであります。そんなこともですね、今、十分理解をさせていただいて、もう既に担当にですね、もう指示をしております。これは早い時期に議員の皆様方、町民の皆様方、そして、町内会の皆様方にいい報告ができればというふうに思っていますので、これはご指摘いただいたことについては、もう既にそれを想定して、今、事務を進めているということで、ご理解をいただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

前向きなご答弁かなというふうにも思いますけれども、きらく町内会のことはわかりました。是非、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、湯ノ里町内会、しつこく何度も言って申し訳ないのですが、本当に町内会長、本当に先頭に、町内会のことについては、本当に頑張ってやっているのがとてもよく目に見えています。1つ残念なのは、今の町内会館、葬儀をする大きな部屋と、それから、受付ができるようなテーブルを置いている部屋と、そのあとは、何回か改修されたというふうに思うのですが、ずっと遠くに台所みたいなところがあって、とても使いづらいですね。それと、今、私もさっき申しましたように、有償ボランティアの活動がとても盛んで、ボランティアの活動の拠点となるような、事務室的なもの、それも私は町内会に置けたらいいのかなというふうな思いで見えています。それから、実はこれから計画になるというふうには私は思っているのですが、これは町内会の皆様方のご相談なんですけれども、これから介護予防のことやら何やらたくさんのが各地域に来るのではないかとこのように思っているんです。それで、今、湯ノ里の高齢者の中で、70代の1人例をとって申し訳ないのですが、男性がいっぱいいます。自転車でしょっちゅう町内の中をぐるぐる回っているのですが、何件かのおばあちゃんとか、私くらいの年代のひとり暮らしの

高齢者のところに回って行って、用事もないのに入っていくと。そういうこともあって、多分、行き場所がないんだろうなというふうに思っています。そういうことがこれからも女性よりも、もしかしたら、ひとり暮らしの男性が家に閉じこもるか、行き場所がないというようなときに、私は町内会館を使って、様々なサークルといたしましよるか、生きがいづくりの中を考えたいなというふうに思っています。今、1か月に1回、いきいきサロンというのを社協の応援でやっています。しかし、1か月に1回のいきいきサロンでは、足りないんですね。残念ながら、場所としては、湯ノ里地域というのは、この知内の町から外れています。どっちかという、福島の方に近い、そういう町ですから、町内会館というのは、本当に町民の皆さんが、湯ノ里の町民の皆さんが集まる、大切な場所に私はなるというふうに思っています。ですから、さっき町長がいろいろと考えているというふうにおっしゃっていただきましたけれども、本当にそういう意味でも、これから高齢者がますます多くなるときに、運動だけではなく、何か楽しむこと、手を使ってやること、そういうことも含めた、そういう町内会の活動をして、元気で健康年齢を迎えたいなというふうに思っていますので、是非、湯ノ里の町内会館の新築に向けては、お考えを十分検討されることをお願いをしたいというのと、あと1つですね、実は今年の4定でもこれはちょっと切り口が違うのですが、西山議員から湯ノ里地区の集落センターという質問があったかと思えます。町長もそのときは、前向きに検討したいというふうにお答えになっています。そういうことについては、何か検討はされたんでしょうか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

地域集落センター、要するに今、花井議員が言うように、これから高齢化時代を迎える、そして、それを1つの組織の中で町民、地域に住まれる人方をサポートするという考え方でのお話だというふうに思っています。それで、実は今、このあとにも花井議員から介護保険の関係で、今、質問を受けていますけれども、将来的に今、29年の4月から町の役割が今、多くなってきております。そんな中で、もし、あれだったらそっちの方で質問していただければというふうに思いますけれども、そんな中で、今、どうあるべきかということで、有償ボランティアの有効活用、それから、地域での要するに支え合い、これをですね、如何にやるかということ今、担当が一生懸命、地域の町内会の方、それから、要するにそこでなってもらえるコーディネーターの方と一緒にそれを詰めていますので、その辺はきちんとお約束をさせていただいたことについては、少し形は違うかもしれませんが、その機能を十分発揮できるような、今、体制を構築できるように努力していますので、ご理解をしていただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

わかりました。私は介護保険の絡みでも話をしようかなというふうに思って、この話を今してしまいましたので、一応、この町内会館のことについては、終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

まだ花井議員、2問質問があるわけですがけれども、時間的に昼食まであと5分ほどです

ので、ここで昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後1時と致します。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時00分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩以前に引き続き、会議を再開致します。

只今、2番、花井議員の一般質問の最中であります。2問目に移ります。花井議員。

◎ 2 番 (花井泰子)

それでは、質問の2項目目をさせていただきます。

2項目目は、「介護保険総合事業の進捗状況について」です。

平成27年の介護保険法改正に伴い、平成29年4月から全ての市町村で介護予防・日常生活支援事業を実施することとなり、現在、事業の開始に向けて準備を進めていることと思っておりますが、現在の進捗状況をお伺い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

只今、ご指摘いただきました、平成27年度の介護保険制度の改正、制度の改正の目的、あえて私の方から言うまでもございませんけれども、地域包括ケアシステムの構築、それから、費用負担の公平化が改正の主な目的ということになっております。その中で、地域包括ケアシステムの構築に向けた、地域支援事業の充実も謳われておりまして、1つが在宅医療介護連携の推進、2つ目が認知症施策の推進、3つ目が地域ケア会議の推進、4つ目が今、議員がご指摘した生活支援サービスの充実の強化が謳われているところであります。それで、狙いは、全国一律の予防給付、訪問介護、それから、通所介護を市町村が取り組む地域支援事業へ移行して、多様化を図るという大きな制度の目的であります。それで、一般質問を今、受けましたけれども、進捗状況ということでもありますので、その状況について、松崎課長の方から説明をさせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (松崎輝幸)

それでは、ご説明を致します。今、2番議員さん言われましたとおり、平成29年度に向かっていますね、今現在、進めています。本町ではですね、生活支援コーディネーター、それから、生活支援地域支えあい協議会を設置、平成28年4月1日に設置してですね、11人の委嘱状を出して、現在、4回協議会を実施しているところです。今後、2回、行う予定となっております。それと、コーディネーターも委嘱しまして、2名の方に今現在、委嘱して、活動してもらっている中です。それで、コーディネーターの役目なんですけれども、これは今現在、うちの方の高齢者の聞き取り調査、独居老人、夫婦世帯、70歳以上ですね、高齢者について、今、聞き取り調査をしております。内容はですね、どういうサービスが必要かとか、そういうものを一軒、一軒回って、今、集計している最中です。それをもとにして、うちの町として、どういうサービスが必要かということを協議会の中で協議をしながら、やっていきたいなと思っています。

それと、先ほどの質問もありましたけれども、地域で支え合いですので、これをボランティア養成講座ということで、6回行いました。もう既に終わっております。これは地域で支え合うということで、ボランティアを養成をしております。これは現在、全部で45名、地域の方がですね、45名、実際に講習を受けております。ですから、この方達が29年度以降ですね、ボランティアとして、活動してもらえればなというふうに思っています。いずれにしても、そういうことで、今後、地域でできること、それから、ボランティア、それから、町内会、現在やっている、いきいきサロンもそうですけれども、そういうものも含めながらですね、町でその辺を整理しながら、平成29年度に向けて、現在、協議中でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

今、ご説明をいただきました。本当に介護保険制度というのは、本来なら、40歳以上の方が強制的に保険料を払って、そして、介護が必要になったら、誰でも安心して、介護が受けられると、そういう趣旨で始まったというふうに、私は思っています。もちろん、皆さんもそういうふうに思っていると思うのですが、3年ごとの改正といいますが、私たちは改悪というふうな言葉で言わせてもらっていますけれども、第6回目、6次の改正になりました。国が改正というふうに、制度を変えるときには、ほとんどと言っていいほど、住民負担が増すんですね。そういうふうな状況になっています。ですから、2、3年前から、いつの間にか共助、自助、公助ということで、公助が最後になるような、そういう状況に今、日本はなっているというふうに私は思っています。介護の実態者は、市町村でありますから、本当にそれに向けて、毎回、毎回、その制度の変わった中で、準備をされているというふうに承知しています。本当にこういった面でいえば、本当に介護保険が始まったはじめの趣旨はなんだったのかというふうな思いであります。しかしながら、地域で、市町村でその事業をしなければならぬということですので、そのことに向けて、一生懸命、取り組まざるを得ないと、そういうことだというふうに私も承知しています。そこで、今、ご答弁にもありましたように、地域包括ケアシステム、これの構築ですよ、その中身は、今、町長の方からおっしゃったように、医療、介護、それから、介護予防から、生活支援から、様々なことが含まれるというふうに思っています。ですから、先ほどの質問との兼ね合いとなるんですけれども、町内会の活動もますます重要になってくるかなというふうに思っています。そこで、お聞きしたいのですが、ボランティア講座、もう終わったと、養成講座、終わったというふうに言われましたけれども、一応、13町内会をトータルしてみたときに、町内会からどの程度の人たちが参加されているのか、お聞きしたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。先ほど言いましたとおり、45名ですので、これが今、ちょっと名簿ありませんので、どこの町内会が何名とかはありません。総体の13町内会で45名が参加されたということですので、ご了承願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

わかりました。私も事前にね、通告もしていませんでしたので、わかりました。それで、今、ちょっとこれから始まる進捗状況ということでお尋ねはしたのですが、今、介護認定を受けておられて、しかし、その介護、認定はしたけれども、介護を受けていないという方、今、そこに資料がありましたら、教えていただきたい。なかったらよろしいです。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今の移行の部分はですね、多分、2番議員さんご存じのとおり、要支援の1、2が移行になります。介護度付くと、今まで従来の介護給付費ということで、それはそのままデイサービスのホームヘルパーの部分がそのままいきますので、それで、うちの方はですね、今現在、認定者数は、11月現在で313名、そのうちの今、この移行といえますか、そういう方の要支援がですね、87名います。それと、サービスを受けている方なんですけれども、介護予防の部分で、要支援の今、言った1、2で、66名、ですから、87名が認定して、66名がサービスを受けているような状況です。それから、要介護の部分は、ちょうど100名です。介護1から介護5であれば、100名ということになっていますので、そういうふうな数字となっています。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

ありがとうございます。要支援の認定を受けている方が87人で、受けている方が66人、そうしますと、約20人くらいの方が受けていないというふうに思っていますが、その受けていない人たちの原因としては、どんなものが考えられるのでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。受けている、受けていないは、ちょっとその辺の状況はわかりませんが、ただ、要支援を受けておいて、それを受けておけばですね、あとでデイサービスに行けるだとか、それから、ホームヘルパーのサービスを受けられるよということで、事前に受けている方が多分いると思います。まだ自分では何とかやっていますよということが、要支援の部分ですので、そういう方だと思います。うちの場合は、要支援の部分については、うちの保健師がですね、地域を回って、例えば転倒予防教室だとか、そういうような活動でやっていますので、その辺はクリアできているのかなというふうに思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

要支援という1、2の方は、とても大切なんですよね。というのは、これから介護に向

かわなければならないというような人も、要支援のところ、本当に自立を支援するということで、そこに力を入れると、介護度が重くならないという、そういう例はたくさんあります。ですから、私が今、質問したのは、その要支援1、2のところを大事にしていたきたいというふうに思っています。そして、重くならない、ひいては、病気にならない、医療費がかからないという、そういう流れの中で、やっぱり要支援1、2というのは、すごく私は大切かなというふうに抑えています。引き続き、是非、今の町がやっている支援の方をしていただきたいというふうに思っています。それで、2人のコーディネーターの方が町内に調査に入っていると、70歳以上の方、もうほとんど終わったというふうに捉えましたが、その中で、今、言われたように、どういうことをしてもらいたいとか、どういうことが困っているとか、そういう質問をして歩いているというふうにお聞きしたのですが、それで間違いないですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

そのとおりです。

◎ 議長（伊藤政博）

花井君。

◎ 2番（花井泰子）

そうしますと、これから作られてくるであろう、こちらの介護の中身にも大きく関わってくるというふうに私は思います。ですから、2人の方が調べられたことをまとめて、そして、是非、是非、その中身に多分、詳しく調べていただいているというふうに思いますので、町民のためになるような、そういう中身に移行していただければなというふうにこれはお願いをしておきます。本当にさっき、費用負担の公平化というふうにご答弁をされました。介護制度の改正の。1つ目は、包括支援ケアシステムの話ですね、もう1つは、費用負担の公平化というのは、どういうことなのかなとちょっと思ったのですが、どういうことでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。費用の負担の公平化と言いますと、27年度に改正になりまして、まず、1点は、低所得者の保険料の軽減割合の拡大、現在7段階だったのが、9になりましたので、その辺で低所得者の部分は、少し軽減になるかなというふうな、そういう7から9段階という、少し細かい部分になりました。それと、ある一定以上の所得のある方については、2割を負担してもらおうという、そういうふうになっております。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

わかりました。9段階になったということで、低所得者の方には少しよかったかなと、しかし、値上げですよ、ある程度、値上げの部分が多いのではないかとというふうに思います。ですから、費用負担の公平化というふうにここに書いてますけれども、先ほど私が

申し上げましたように、本当に制度が改正すると、住民の負担が増すと、ほとんどが。そういうことで、私はやっぱり捉えなければならないのではないかというふうに思っています。今、議論されているのは、2割負担がもっと3割負担になるのではないかという、一定額の所得のある方ですけれども、そういう議論も今されているように思います。ですから、本当に何て言ったらいいんでしょうか、ますます住民負担が増すのではないかというふうに思っています。最後、町長にお聞きしたいのですが、本当に今の国の制度、このようにして、社会保障がずんずん削られています。いろいろな地方創生とか、いろいろな場面で、国は打ち出してきていますけれども、社会保障の面では、マイナスになっているのではないかというふうに、私は認識をしています。この知内町を預かる町長として、こういうやり方が本当にいいのかどうか、もし、思いがあれば、お聞かせをいただきたいと思えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

只今のご指摘でありますけれども、いろいろと考え方がありまして、我々も今、こういう小規模の自治体を預かるトップとして、国が今、改正してきていることが、果たして、本当に末端の地域の方々のことを考えて、施策を打っているかどうか、これはいろいろと疑問があります。今、一番、我々が困るのは、地方交付税にその分を要するにみているから、通常の補助制度がなくしておいて、住民負担を求めるときに、特別交付税にその部分を要するに算定をしていますという言い方をほとんどの今、国が進めている施策の中で、そういう言い方をされます。確かに基準財政需要額の中に、その部分は入っていることもありますけれども、全体のパイというのは、増えるわけではないんです。だから、色が付いていませんけれども、一般的に使わせていただく交付税が、要するに施策に基づいて、交付税にその部分を要するに転化されることによって、こういう小規模自治体というのは、どんどんどんどん財政が厳しくなるということだというふうに思っています。ですから、そんなことからいうと、今、ご指摘いただいたものに対しては、そういうこともありうるのかなというふうに思っています。それで、今の介護保険制度、1つは、税の公平というのは、ある程度、所得ある人については、その部分を負担していただく。そして、今、7段階が9段階にして、低所得者の人方には負担を求めない、そんな仕組みだというふうに理解しております。ただですね、これはすべて今、高齢化が進む中で、果たしてこの改正が本当に地域が求めて、安心して生活できる環境になっているのかどうかという疑問は持っています。その中で、今、介護保険制度で要するに事業展開してもらったものが、地域で、ですから、コーディネーターを作る、そして、今、地域の皆様方で支え合うということ町独自で、特色を持ちながらやりなさいということなんですね。だから、今、うちは、今、29年4月に向けて、準備を進めている町だというふうに思っていますけれども、ほかの自治体でこういう体制を今、やられている自治体は何町村あるかというのは、私はいろいろと情報を聞いていますけれども、そのまま移行してしまうという、地域、地域の知内町の特徴で、支え合う体制を構築できているかといったら、決してそうではないというふうに思っています。ですから、基本的に、今、知内町の町民の人方が高齢化時代を迎えて、本当に安心して暮らしてもらえる、そんな仕組みづくりというのは、行政が責任を

持ってやるべきだというふうに思っていますので、今、担当の方には、どんな形で今、きちんとして、できるだけやっぱり従来のサービスが低下にならないように、きちんと構築しようよということは、指示をさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

町長のご答弁を聞いて、安心を致しました。是非、弱者に目を向けた町政をよろしくお願いを致します。2項目目の質問は、終わらせていただきます。

次に3項目目の質問を致します。3項目目の質問は、教育長にお願いを致します。

「就学援助費入学準備金の早期支給」についてです。

低所得世帯の児童生徒を対象に支給されている就学援助費の入学準備金について、現在は毎年6月を目処に支給されており、入学後の後払いの格好となっているが、実際は3月の入学準備に多額の費用が掛かることから、入学前に申請者へ支給することが援助する上で大切であると考えますが、支給時期を早めることはできないか、所見をお伺い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

就学援助費の新入学学用品費の支給決定時期につきましては、前年度の所得に基づきまして、新年度の課税状況が確定した段階で、支給対象の認定を行っているところでございます。そのため、対象者への支給は、住民税確定時期の6月初旬以降となっていますことから、現実的に入学前の支給は難しいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

今、ご答弁をいただきましたけれども、簡単に切って捨てられたような感じが致しますが、まず、教育長と認識を1つにしたいというふうに思います。教育は無償ですよね。義務教育は。そうですね。だけれども、お金は無償とはいいながら、掛かっていることも間違いありませんよね。そこで、就学援助のお話をさせていただきたいというふうに思います。先ほど収入の額が決まってから、だから、6月というふうにご答弁されましたけれども、実は昨年5月の国会質問で、就学援助の改善が取り上げられました。そこで、就学援助の支給額の引上げ、額の引上げと、それから、並びに入学準備金を2月から3月に早めて支給するような、そういう国会の質問がございました。北海道も新たに就学援助事業を拡充するためという冊子を多分作って、各市町村の教育委員会に配付になっていると思います。早めなさいということではないんですよ、早めなさいということではなくて、就学援助のことについて、改めて教育委員会の方に北海道から文書が来ているかどうか、それを確かめたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

ちょっと私、その文書見ておりません。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

それでは、見ていないというのでは、仕方がないので、こちらから違う質問に切り換えますが、今、知内の今年度でいいますと、就学援助を受けている準要保護の子どもたちは、小学校、中学校合わせて何人くらいでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

28年度でよろしいですか。28年度におきましては、中学生3名でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

小学生はいないんですか。中学生3名だけですか。わかりました。そしたら、実際問題、今の小学校6年生の子が、就学援助を受けている子どもはいないということですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 1時26分 ）

（ 再開 午後 1時27分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、再開します。

花井議員。

◎ 2 番（花井泰子）

ちょっと私の資料が間違っているのかなというふうに思うのですが、これは平成27年度の学校関係の補助事業の支給状況というのがございまして、これは知内町が出したものだというふうに思うのですが、小学校が3名、中学校で4名というふうになっています。ですから、28年度は、3名だけだということですね。そうしますと、この小学生の3名は、来年、中学校上がる子どもは、いるか、いないのか、お知らせください。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 1時28分 ）

（ 再開 午後 1時29分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（田中志津夫）

それでは、只今の質問にお答えします。町でいう準要保護だとか、生徒指導の就学援助費だと思いますけれども、それにつきましては、先ほど2番議員さんから言われているとおり、入学準備金のほかに学用品ですとか、生徒会費だとか、いろいろな部分が項目がご

ございます。今回、質問されているものについては、入学準備金ということの質問でございましたので、只今、教育長の方から入学準備金に該当する児童数ということで、3名という形で述べました。実際、それ以外の就学援助費という形で、大まかに総体に申しますと、28年度の現在では、小学生、対象は22名、中学生13名います。繰り返しになりますけれども、そのうち入学準備金の対象になった児童、生徒数については、小学生では、今年度1年生に上がった児童はございません。ということは、ゼロです。中学生につきましては、3名、新入学の1年生が3名いるということで、ご理解いただきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

わかりました。そうしますと、今年度は、新中学生になった中学生は3人いて、小学生1年生になる人はいなかったということですね。わかりました。それでは、来年、子どもたちが学校に上がると思われる小学生は、何名いるというふうに抑えていますか。就学援助のことは、まず、さておきまして、何名いて、その中でいるかということをもまず、聞きたいです。

◎ 議長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（田中志津夫）

お答えします。今現在ですね、来年1年生に上がる人数につきましては、現在ちょっと抑えておりませんが、今、おしゃっているように、入学準備金の対象になるかどうかというのは、何人いるかというのは、先ほど申しましたように、所得の状況によって、判断されるものなので、今現在で、今の児童生徒がその世帯になるかどうかというのは、判断はつきませんので、実際に人数はお答えすることはできません。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

わかりました。私が今、伺ったのは、所得のことは関係なく、新1年生とそれから、中学生の新しい何人予定しているかというふうに伺ったんです。実は、多分、就学援助を受けているだろうという兄弟が、例えば今年、新しく1年生に上がるであろうという子どもの兄弟がいらっしゃる。多分、その兄弟の方は、就学援助を受けているというふうに思っていますので、何人いるかというふうに伺ったのですが、議論がかみ合わないようですので、就学援助でないですよ、新しく新入生は何人いますかというふうに伺っています。わかりますか。

◎ 議長（伊藤政博）

今、数字を揃えていないというんでしょう、そう言ったんでしょう。

花井議員。

◎ 2番（花井泰子）

わかりました。数字が今、お持ちでないということなので、わかりました。何か私の質問がとても複雑なものに今、ちょっとなっていて、意図していないような形になってきて残念なんですけれども、実は私は知内も子育て支援では、一生懸命やっていると、その中

で、要保護、準要保護の方達、低所得者の方も就学援助を受けていると、その中で、できたら、入学準備には、大変なお金が掛かるんですね。教育は無償だというふうに最初は教育長と確認をしあったわけですが、無償とはいかないと。いろいろなお金が掛かる中で、低所得者の方にせめて、6月ではなくて、入学準備金として、2月か3月に渡せるものなら渡していただきたいと、そういう思いから実は質問を致しましたけれども、今のご答弁ですと、小学生はさっきもご答弁されたように、収入がわからなければ、お金は出しようもないというようなことだというふうには思いますけれども、いろいろな地域で、やっぱりこの話が問題になりました。低所得者の方に何とか渡したいという、そういうこともあって、2月から3月渡すと。小学校1年生は無理だとしても、中学生は小学校のときに援助金をいただいている家庭はわかりますので、何か月か経ってね、急にばんとお金が入ると収入が高くなるというようなことはまずまず考えられないと、そうすれば、小学校のときに就学援助金をいただいていた人が、中学校に上がるときに、入学準備金として渡せないかということで、今、様々な地域で議会の議論もあって、先に渡すと、それはやり方はいくらでもあるんです。予備費を使ってもいいですし、先に渡しちゃったけれども、収入がたくさんあったから戻してくれと言えないというふうなこともあるかもしれませんけれども、それは保護者との間で、もし、収入がそんなに上がったなら、返していただきますよというふうな一言を入れてお渡しするとか、いろいろな方法があると思うんですよね。要は子どもに負担を掛けさせないというか、同じようにやっぱり1年生になりたいという、そういう子どもたちのその心に寄り添いたいというか、そういうことで私は質問をしたのですが、中学生が3人ということでした。新中学生が3人ということですね。それでいいんですね。

◎ 議 長（伊藤政博）

確認ですね。教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

そのとおりです。

◎ 議 長（伊藤政博）

花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

そうしますと、大きな町ならともかく、せめて3人の子どもたちに何とか手立てができないのかというのが私の正直な気持ちです。それは、いくらでもやり方があるのではないのでしょうか。まず、そのことを何とかして、その子どもたちにやってあげたいという、そういうお気持ちになってくれるかどうか、お聞きしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

まず、渡島管内においては、ほとんどの市町が私どもと同じようなやり方で、新年度に入ってから支給と聞いております。それから、議員がおっしゃるとおり、入学前に支給をしている市町村があるのであれば、どういうやり方で、また、実施上の課題だとか、問題点だとか、そういったところを丁寧に情報収集をして、まず、そこから始めたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

私の持っている情報もこの議会が終わったら、教育長の方にお渡しはしたいというふうに思います。それで、是非、いい方向に検討させていただくことを願って、質問を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

続いて、5番、成澤五郎君。

◎ 5 番（成澤五郎）

私の方から1点、ご質問を申し上げます。

質問の主題でございますが、『胃がん予防対策の「ピロリ菌検査補助制度」の啓蒙と対象年齢の引き下げについて』でございます。

ヘリコバクターピロリ菌、通称ピロリ菌と称されておりますが、1983に発見されて、慢性胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍の主たる原因として注目を浴び、また、全国の胃がん患者の80%以上がピロリ菌感染者であることが報じられております。

本町では、今年6月の総合検診から、胃がん検診、40歳以上の方を対象に検診を行っていきまして、希望する方、付随したピロリ菌検査に対して、補助を1,000円した上でピロリ菌検査が受検可能となっております。また、中学2年生の希望者は全員無料となっております。これは町の医療行政を大変評価すべきであると、私は考えます。

そこで、胃がん者の80%がピロリ菌感染者であるということを考えると、当町においても検診率を向上させていくということが大変重要であると思っておりますので、「ピロリ菌は胃がんの主たる原因である」ということの周知、または、検査料の補助制度を行っているということをごすね、更なる啓蒙をしていってはどうか、このように考えます。また、今、40歳以上になっているピロリ菌の検査対象年齢を引き下げて、30歳くらいに引き下げる考えがお有りかどうか、合わせて伺いたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、ご指摘いただきました、がんの関係でありますけれども、かつて不治の病といわれておりましたが、医療の進歩、さらには、生活習慣の改善、それから、検診等によって予防、そして、早期の発見と適切な治療によって、生き続けることができるようになったというふうに、今、理解をしております。本町でも、特定検診や総合検診を積極的に勧奨しているところです。しかしながら、受診率がほぼ横ばい状態となっており、胃がん検診は、平成27年度実績で320名の方が受診されておりました。二次検査は、16名になっておるところであります。また、平成28年度前期では、168名の方が受診されておりました。二次検査に回ったのが5名になっており、ピロリ菌検査は126名の方に受診をしていただいております。そのうち陽性患者が45、陽性率は35.7%という今、状況になっております。今、議員ご指摘のように、ピロリ菌と胃の病気の関連性、明らかとなっております。ピロリ菌が胃に住み続けることで、胃粘膜に異常を来す消化性の潰瘍になる等々、そして、胃がんになりやすいということも言われております。

そんなことから、平成26年度から、今、議員がご指摘のとおり、中学2年生の希望者を対象としておりますけれども、ピロリ菌の検査を実施しているところでありまして、3か年で118名の生徒が受診を今されているという状況にあります。

それで、今、受診率を上げるために、健康推進委員、各町内会で配置をさせていただいておりますし、受診勧奨活動や、チラシ等の全戸配布をしております、積極的に展開をしているというふうに考えております。さらには、保健師、栄養士等による戸別訪問、健康づくり講演会等においても、検診の必要性について今、説明をさせていただいていることについて、ご理解いただければというふうに思います。それで、議員のご指摘の低年齢化の受診についてであります。まず、スタートして間もない、今、取り組みであります。そんなことから、現状の40歳以上の受診率を総合検診、ほかの住民検診もそうですけれども、うち先ほど横ばいということをお話させていただきましたけれども、これすべてのですね、検診、受診率を上げる、今、行政として取り組みをしているということもご理解いただければと思いますので、まず、そこから40歳以上の方々に啓蒙をさせていただいて、重点的にこれから受診していただけるよう、広く周知をしてみたいというふうに思っているところでありまして、ご理解をいただければと思います。その推移を少し検証させていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、成澤君。

◎ 5 番（成澤五郎）

今、町長の1回目の今年6月の総合検診の実績も報告をいただきました。先ほどのお話の中に、やはり以前からそういった呼びかけ、周知をしている中で、受検率がほぼ横ばい状態、こういう状況ですね、このピロリ菌というのは、私も15年ほど前に3年に1度くらいは定期的にといいいくらい、胃が痛み、十二指腸潰瘍、胃潰瘍の検査を受けると指摘されておりました、10年くらい経ったあとに、このピロリ菌検査を勧められて実施しました。そしたら、当時はまだピロリ菌は余りにも小さいために、胃カメラを入れたときに、カメラの先端にあるつまみで検体を細胞を取って、それで、培養して、エサを与えて培養して、大きくなってはじめてピロリ菌が生息しているか、していないか、こういう検査でした。わかるまで2週間、わかってから8週間のこういう期間を経て、除菌、滅菌をしたわけなのですが、それからというものは、うそのように十二指腸潰瘍、胃潰瘍がなくなりまして、家族にも親戚にもそのことはやはり1日も早く検査をすべきだと、こうやって今までもやってきてもらっておりましたが、胃がんの原因の80%がピロリ菌だという、今、町長もおっしゃっている、このピロリ菌の悪さのことが、医学的にも証明された今、これに特化して、やはりピロリ菌をまず、陽性なのか、陰性なのかということをチェックする、こういうインセンティブというか、奨励していくですね、そして、受けてもらう、それはひいては、陽性であれば、やはりがん予防にもつながっていく、これはひいては、町の医療行政、ひいては、コストの削減、節約にもなっていく、こういうことを考えると、この横ばい状態の検診者の数を何とか増やしていかなければいけないのではないかと、このような思いで、いろいろと私も情報を集めてみましたが、12月3日に北海道新聞社主催の函館がん対策サミットが行われまして、このときにですね、指摘されていたのは、既にそういったデータも出ているわけなのですが、がんは依然として、日本人死亡原因の

第1位である。昨年度、日本で37万人が死亡している。その中で、北海道は、がん死亡数は、全国第2位である。第1位は、青森県だということを言っておりました。そして、渡島地方は、がん死亡者の道内トップクラスであるというデータも紹介されておりました。ちなみに函館市でこの集めたデータによりますと、病死者、昨年3,718名、その中の31%が1,148名が、がんで亡くなっていると。こういうデータが出ておりました。そして、この市民意識調査も行ったそうですが、この意識調査の中に、北海道がん死亡が高いという、この裏付けが出ているような結果が照会されておりました。すなわち、生活習慣アンケート、その中で、たばこ喫煙者は、男性32%、これは全国平均だそうです、女性が13%とあって、全国平均より5%も高いんだそうです。こういう女性の喫煙者が高い、こういうこと、更にですね、体に悪い生活習慣、すなわち、たばこの喫煙、あるいは、深酒、高塩分の摂取、健康検査が苦手だという、体に悪い生活習慣に対して、改善意識のありやなしやを聞いたところが、改善意識がないと答えた方は、回答者の40%、北海道平均は30%だったようですが、この函館の方では、10%も高い、改善意識がないというふうに答えている。このようなですね、すなわち、がん検診の低受診率を考えると、今のような考えを持っている方が、相当数占めているという裏付け、すなわち、習慣を変える必要がないという気質がこの道南地方にあるんだろうという指摘がございました。私、これを見たときに、やはり単なる周知とか、お知らせではなくて、この辺の意識をやはり破っていくような、こういう1つのインパクトのある受診率の向上に努めるべきではないのかなと、このように思いますが、如何でしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、ご指摘いただいた課題等については、これは長い間の要するに課題であります。それで、今回も国保税を改定をさせていただいて、住民負担がまた増えるということのそんなご意見もいただいたところでもありますけれども、やはりですね、今、重度化を防ぐために、早期発見、そして、そのためには受診率を上げなければならないという大きな課題があるということは、重々、認識をさせていただいています。然らば、その受診率を上げるためにどうするかということで、いろいろ試行錯誤、要するに時間を決める、それから、地域まで出てやっていただく、それから、何かイベントがあったら、受診をしていただく、こんな今、取り組みをしているんですけども、残念ながら、受診率が横ばいの今、状況であります。ですから、今、議員がご指摘のとおり、町としてもやはり医療費を抑制をするために、やっぱりそういう受診率を上げて、早期にやっぱり発見すること、それから、生活習慣をやっぱり改善をすること、これが1つの大きな課題であろうという認識をさせていただいています。そんなことから、今、保健師、それから、各町内会の皆様方の代表で健康推進委員の皆様方に今、お願いをして、何とかその受診率を上げる、今、努力はしておりますけれども、まだ不十分だというふうに思っています。ですから、特効薬、こういうことでやれば、受診率が上がるということを今、申し上げられないのがちょっとジレンマしていますけれども、何とかですね、私はピロリ菌、今、ご指摘いただきました、胃がんを患う人の80%がこのピロリ菌を要するに持っていて、これが検査することによって、胃がんの重度化を防げるということであれば、もっともっとPRすることによって、

受診率を上げる、ですから、胃がん検診、総合検診の中に胃がん検診があるので、そのピロリ菌検査で来ていただく人を多く要するにすることによって、受診率も上げていけるのかなというふうに思っていますので、全力でこの辺はきちんと今、データ、私も先般の12月3日の北海道新聞のセミナー、新聞に出ていました。目を通させていただいて、なるほどなという考え方もしておりますので、是非、今、ご指摘いただいたことをきちんと捉えさせていただいて、町全体、そして、地域の皆様方の協力をしていただきながら、何とか受診率を上げて、1人でも重度化のがんの患者を防げるように努力してまいりたいというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ちょっと付け加えます。実は今の受診率の関係です、特定検診の関係で、実は11月30日、健康推進委員の学習会を開きました。要するに1月に総合検診、それから、特定検診を勧奨するためにですね、その中で、13地域のどういう状況になっているかということで、13地域の特定検診の受診率を出しました。うちの保健師の方で。そしたら、一番受診率が高いところで、60.4%です。地域で。一番低いのが5.9%なんですよ、地域によっては。ですから、それだけ大きい地域がありますので、この辺ですね、健康推進委員さんの方に認識を持ってもらって、そこをですね、何とか上げるとですね、受診率も各々が上がってくるのかなというふうに思っていますので、かなり地域によってはばらつきがあるということだけちょっとお知らせしておきます。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、成澤君。

◎ 5番（成澤五郎）

先ほどの答弁の中にもピロリ菌の持っているか、持っていないかの検査を受けた35.7%が陽性だったということ、これもかなり高い、やはり確率でいるんだということが証明されていると思います。是非、努力をお願いしたいと思います。1つ、教育長の方にですね、やはり函館医師会の本間会長さんがおっしゃっていた点が非常に示唆に富んだお話だったので、参考にできればということで、「小中学校の生徒に対する健康教育が重要だ。たばこの害、高い塩分摂取の害、偏食の害、がんの怖さ、検診の重要性を子どもの頃から教育することが重要ではないか。40歳以上の働き盛りが、がんになりやすい。したがって、子どもを通じて、親を啓発する。結果が大いに期待できる。」このようなことがありました。教育の中で、この辺のことも入れていただければという考えですが、如何でしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長に答弁の求めはなかったのですが、特別許します。

教育長。

◎ 教育長（本間茂裕）

今、ご指摘の点につきましては、健康指導、あるいは、保健の授業といったもので、全体的な中で、子どもたちがより豊かに健康に人生を送れるよう、基本的な指導を徹底してまいりたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

続いて、8番、笠松悦子君。

◎ 8 番（笠松悦子）

私の方から1つ質問をさせていただきます。

「高齢者の自主的な免許証返納のための交通手段の確保について」です。

高齢ドライバーが歩行者を巻き込んだ死亡事故が今、全国各地で後を絶ちません。そのたびに取り沙汰されるのが認知症ですけれども、認知症に限らず、事故の原因となりうる、加齢による瞬時の判断力や視力の低下は誰にでも起こると思っております。

そこで、一番望ましいのは、免許証を自主的に返納することだと思っておりますが、ドライバーの尊厳を保ちながら、免許証の自主的な返納をサポートするためには、これまでの自家用車に替わる交通手段の確保が重要と考えますが、この町において、自家用車は生活必需品となっております。そこで、町長の所見をお伺い致したいと思っております。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

ご指摘の高齢者による自主返納、これは本当に事故が多いのかなど。自分ではブレーキを踏んでいるのが、アクセルを踏んで、要するにデパートに突っ込む、それから、歩道に乗り上げて事故があるというふうに、本当に多発していますし、高速道路を逆走する事例もですね、本当に毎日のように今、テレビ報道されておまして、今、そんなことを受けてのご質問なのかなというふうに思っています。

それで、本町の高齢者ドライバー、平成27年度の数字でありますけれども、70歳から74歳までは205名の方、それから、75歳以上では250名の方が今、免許を持っております。全国的に高齢者による事故が増加している傾向にありますが、本町では、高齢者による大きな事故には至っておりませんが、認知症を患う方が年々増えていることも事実であります。そんなことで、認知症の高齢ドライバーへの対策を強化する改正道路交通法施行令が閣議決定して、平成29年3月12日から施行されるということは、議員もご存じであろうというふうに思います。それから、先ほど言いました、逆走、それから、信号無視などは、認知能力の低下と結びつきが強い行為とされておまして、この改正では、18項目の交通違反をした75歳以上のドライバーに、臨時の認知機能検査を課すことが、そして、違反時に検査することで大きな事故を未然に防ごうという国の方向であります。これらの道路交通改正法等を見据えて、町としましても、今後、今、議員が言われるように、免許証の自主返納者への対応を検討する必要があるのかなというふうに認識をさせていただいております。そんなことで、今、然らば、自分の足として使っている車をそして、免許を自主的に返納するということになると、当然、利便性が低下するということでもありますので、今、町が先般も実施をさせていただきましたけれども、バス等の公共交通が不足している地域の高齢者、それから、免許返納者等の交通弱者が安心して暮らせるまちづくりを今、目指しておまして、10月21日から11月18日の間の月曜日から土曜日まで、小谷石地区から涌元、はまなす、涌元谷地、前浜地区で「デマンドバス」を運行をしまして、利用者が延べ42名ということでありまして、大変、町の方の考え方

からいきますと、低調であったのかなというふうに実は思っています。それで、利用した方々にアンケートを取らせていただきました。その中で、「大変助かっており今後も運行を継続してほしい」という意見もいただきました。一方で、「前日までに予約が必要であり、わずらわしい」という意見、さらには、「希望する時間帯に合わない」などという意見も実はいただいたところでもあります。そんなことから、今回の実証を見据えた中で、課題として出てきましたものですから、その検証をしながら、再度、エリア、それから、デマンド方式のあり方等について、今、協議を進めておりまして、利便性の向上に向けた改善点をさぐりながら、2月頃に第2回目の実証運行を行う予定と今しております。

そんなことから、更に今後、今、介護サービスの一環として、買物や通院などの支援を実施している社会福祉協議会との連携、それから、コミュニティバス、乗り合いタクシー等、町の実情にあったより効率的な利便性の高い交通のあり方について検討をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、笠松君。

◎ 8 番（笠松悦子）

第6次の総合計画にもありますように、支え合うまちづくりをしていくために、本当に事故が起きたりしてからでは、本人じゃなく、家族も大変な目に遭うことは、皆さんもご承知だと思いますけれども、実はすごい説得しながらやめてもらったということも何度か聞いています。実は私もうちの舅もその1人でした。でも、やめろと言われて、また、免許の更新に行ったときに、あなたは無理よと言われたときの本人の心を考えると、やはり自分からこのくらいになったらもう返さなきゃって思えるような状態であれば、返してもいいと言えるような、町の状況を考えていっていただけないかなと思って、この質問をさせていただいたわけです。実は6年くらい前に、やっぱり買物弱者になる、また、前々から私、このことは思っていました。それで、移動販売者の実験ということで、ホクレンの方から事業を引っ張ってきてやっていただいて、でも、そのときは、実験ということで、バスも古いのを使わせていただいたので、修理費がかさむということで、農協の方も断念したんですけれども、今日の農業新聞を見ていまして、美瑛の方で、ホクレンとやっぱりまたやっていて、3例目のことだということで、大変、重要視されていました。そのときに、すごく私たちもせっかく持ってきたんだから、やっぱりみんな支えてくればよかったなとすごく考えています。やっぱり足がなくなるというのに一番先に困るのは、通院するのは、各函館市内からでも、それぞれの病院のバスが来てくれています。また、町の中でも、町のバスも出ております。でも、選んで行きたい、それはしょうがないとしても、毎日の生活に困るのは、特に買い物です。夫婦2人でいても、もし、片一方が倒れたら困るということで、高齢になっても免許を離すか、離さないか、悩むところだと思います。でも、この中で、社会福祉協議会とかでは、介護認定とか、要支援とかの認定を受けていると、使えるシステムがありますけれども、ただ、年いったからやめたいといっても、いざとなったら困ることが多いような気がします。その中で、いつ自分が認知になるか、突然、次の日、発症しないということも限らないと思うんです。そのために、急にはできないと思いますけれども、そここのところをやっぱり町民と一緒にあって、いろいろな考えを持っていつてくれるような、ここに返答がありまして、うれしいなと思っておりますけ

れども、例えば、今、年末の買い物なんかを見ますと、大売出しを見ても、町内の中で、生鮮食料品を買えるところは、涌元に1件あるだけです。今、Aコープもなくなるという予想をされておりました。その中で、町としては、今後、商業関係にも働きかけたりして、買い物難民というか、こういう免許を返したときに、何とかできますよという施策とか考えることはないのでしょうか。すみません、そのところをお答え願えればと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと質問の趣旨とは違うようですが、よろしいですか、町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

基本的には、そういう買い物難民を生ませないために、今、どうあるべきか、それから、高齢者の皆様方が不便を感じなく生活していただけるのは、どうあるべきかということで、函バスさんが今、運行している、そういう空白地帯を今、デマンドということで回らせていただいたのが、1つのその取り組みということでご理解をいただければと思います。ただ、うちが今、デマンドでやったものがすべてそういう不安を解消できるかというのは、これからいろいろと検証をしていかなければならないというふうに思っています。それで、一番危惧することは、日用品がやっぱり今、知内町内で購入できる環境にない、知内町民が8割がもう木古内に行っているという現実もあります。それで、今、Aコープさんがなくなるという話もしましたけれども、それはちょっとおいてください。まだその辺ははっきりしていません。昨日、JAの役員の皆様方が要望に来ていただいて、確認した結果、まだそれははっきりしていないということでありますので、これはまた一人歩きすると、ちょっとまずくなるのかなというふうに思っています。いずれにしても、今、笠松議員が部長時代にホクレンとの連携で、組合員の皆様方に要するに食料品を届けるという取り組みをしていただきました。残念ながら、利用者の部分、経費の部分で、要するに継続ができておりませんけれども、その代わりとは言えないんですけども、今、コープさんがトドックということで、今、地域をずっと回っていただいています。それで、うちのお袋も小谷石にいて、不便をきたしていたんですけども、そういう販売者が来ていただくことによって、随分、助かっているということも実は聞いておりますし、そんなことも含めて、今、まず、デマンド、うちが検証させていただいて、地域住民の方がどういう利用がされるのかをまず、検証をさせていただきたいというふうに思います。それで、カバーできなければ、今のコープさんとの連携が果たしてできるのかどうか、それから、今、将来的にといいますか、今、緊急装置、独居老人に何か体に不調を感じた場合について、ボタンを押すと、消防につながるという、今、体制を整えさせていただいています。これがですね、今、アナログからデジタルに変わらなければならないということで、実は環境省から50台の今、タブレットを買うことで補助金をいただいて、今、実証試験をやっています。将来的に今、50名というのは、独居老人の方々を対象にした検証もしていますけれども、これを1つランクを上げて、今、2,000世帯に配置をしています防災行政無線、これも近い将来、アナログからデジタルに変えなければならない、その更新費用として、5億円が掛かるということが、今、示されているものですから、なかなか5億円を要するに制度を全く活用しないで整備するというのは不可能というふうに考えていますものですから、今、配置ができた50台のタブレットを何とかそれを地方創生の交付金をいただきながら、配備計画ができればという、その考え方も実はしています。その中で、高齢者の人

方が私がちょっと心配だったのは、そういう高齢者の方には、タブレットを持っていただいて、そういう万が一のときに使いこなせるのかなという、実は思いもあったんですけども、システム自体が本当に簡単なシステムが開発できるということで、今、一安心しているんです。ですから、その50台の今、実証もやらせてもらっています。ですから、将来的にそれが町民の皆様方にタブレットを配付できるのであれば、一方的に声での行政周知から、今度、活字で送ることができる、そして、タブレットでありますから、キャッチボールができるということでもありますので、これはですね、まだまだ要するに課題は多いです。多いですけども、そんなことも含めながら、今、笠松議員ご指摘の高齢者の人方が、安心して知内町に定住できる環境ということは、常に担当といろいろと議論をさせていただいております。その中で、今、指摘は、自主的に要するに免許証の要するに返納をということでもありますので、何とかそこにつなげていける、そして、そんな環境を整えることによって、もう安心だと、免許を持っていなくても、そういう不便が要するに感じられなくなるというふうな、何とかそういう取り組みを是非していきたいというふうに思っていますので、これは1つ、町の大きな課題というふうに、今、捉えているところでありますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

8番、笠松君。

◎ 8番（笠松悦子）

私もその答えを聞きたかったんです。やっぱり免許がなくても、この町で楽しく暮らせる、また、この町で定住できるような方向性を持っていただきたいなと思っていましたものですから、免許を手放したために、外出する機会が制限されたりしなくてもいいように、それからまた、コミュニケーションが取れるような、そういうことで、いつまでもこの知内町で暮らせるような、そういうシステムをいろいろなデマンドバスだけに限らず、ここはタクシー会社もなく、また、鉄道はもちろんなくなりました。あと、路線バスのある場所はいいんですけども、ここは、本当に路線バスすらない地域もあります。そういうことを考えながら、いろいろな交通手段を考えていただければと思います。ありがとうございました。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

今の関係です、社会福祉協議会で行っています、福祉有償ですけども、これは、今までは介護保険の認定者か、身体障がい者ということになっているんですけども、実はこの間、社協の方の事務局長と話をしたら、歩行困難な方ということで、少し緩くなりましたので、多分、そうなると、介護認定者でなくても、社協としては、そういう方の買い物だとか、病院の関係だとかやれるようになるというふうに聞いていました。それと、参考に、その方、今は介護保険の認定者ですけども、買い物、前は木古内町の方というか、向こうに行く方が多かったみたいなんですけれども、それも今、調べた結果ですね、町内では大体40人、町外、使っている方で、21人ということで、ほとんどニコットさんだとか、そういうコンビニさんだとか、農協さんもそうなんですけれども、そちらの方で済ます方が増えてきたということで、社協の事務局長さんの方から聞いておりますので、

一応、参考にお知らせします。

◎ 8 番（笠松悦子）

ありがとうございました。1日も早く免許を自分から返せるようにする町になっていた
だきたいと思います。ありがとうございました。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、一般質問を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から、本定例会に上程しております議案について説明したい旨の申し出があり
ました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

それでは、今議会に上程しております、議案12件について、説明をさせていただきます。
議案第1号は、町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部
を改正する条例について、それから、議案第2号は、議会議員に対する期末手当の支給に
関する条例の一部を改正する条例については、いずれもこの度の人事院勧告を受けて、1
1月30日開催の知内町特別職報酬等審議会の答申内容に基づいて、町長、副町長及び教
育長、更に議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正するためのもの
であります。議案第3号は、同じく知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
についても、人事院勧告により知内町職員の給与に関する条例の一部を改正するためのも
のであります。議案第4号は、平成28年度知内町一般会計補正予算（第8号）について
で、2,600万6千円を追加し、補正後の予算額を47億1,242万6千円とするも
のであります。その歳出の主な内容は、保育園入所児童の増とそれから、単価改正によ
る委託料の追加、町道重内上雷線の測量設計、用地調査委託料の追加、そして、知内高校
海外研修を取りやめたことによる助成金の減額の差引きによるものであります。議案第5
号は、平成28年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてで、歳
入歳出に24万8千円の追加補正であり、主な内容は、一般被保険者高額療養費の追加及
び国庫補助精算返還金の追加と予備費の減額の差引きによるものであります。議案第6号
は、平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてで、歳入歳
出から9万5千円の減額補正であります。総合行政システム利用料の追加と広域連合納
付金の減額の差引きによるものであります。続いて、議案第7号は、平成28年度知内町
介護保険特別会計補正予算（第3号）についてで、歳入歳出に22万2千円の追加補正で
あります。人事院勧告による職員手当等の追加が主なものであります。議案第8号は、
平成28年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてで、歳入歳出に
76万2千円の追加補正であります。主な内容は、施設維持費の小破改良費の追加と委
託料減額の差引きによるものであります。続いて、議案第9号は、知内町水道事業会計補
正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出の予定額の営業費用から職
員の異動等により、402万4千円を減額するものであります。議案第10号は、知内町
税条例の一部を改正する条例について、議案第11号は、知内町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例については、いずれも所得税法等の一部を改正する法律及び関係省令の施行に伴い、条例改正するものであります。続いて、議案第12号は、知内町農業委員会の委員の定数に関する条例についてであります。農業委員会法の改正に伴い、農業委員について、選挙制度を廃止し、議会の同意を要件として、町長の任命制度に変更となったことから、改めて委員の定数を定めるため、条例制定をするものであります。以上、内容につきましては、後ほど各担当課の説明を申し上げます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ここで、暫時休憩致します。

再開は、2時40分と致します。

（ 休憩 午後 2時24分 ）

（ 再開 午後 2時40分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

それでは、休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第1号 町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第9、議案第1号、『町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第1号、町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について。

町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を次のように改正するというところでございます。

次のページです。冒頭、提案理由で町長からもご説明を申し上げました。今回、人事院勧告に準じた手当の引上げということで、期末手当の0.1か月の引上げという内容でございます。11月30日に報酬等審議会が開催されておりまして、会長から答申をいただいております。その内容は、町長、副町長、教育長の給料額については、平成18年4月に5%の引下げを行っておりまして、管内的に最低水準にございます。それに鑑みて、一般職手当の0.1か月引上げの同率の増加を行うべきという答申をいただいております。更に付帯意見と致しまして、給料額が近隣町で一番低い水準にあるということに鑑み、今後、引上げの検討をすべき旨というご意見もいただいているところでございます。

条例案でございます。只今の0.1か月引上げをするための条例改正でございます。

第2条第2項第1号中「100分の202.5」を「100分の207.5」に改め、ここは6月支給分の規定でございます。

更に同項第2号中、「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。ここは12月支給分の規定でございます。

附則と致しまして、施行期日です。この条例は、交付の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

特別措置でございます。平成28年12月に支給される期末手当に限り、改正後の条例の規定に関わらず、第2条第2項第2号中、「100分の222.5」を「100分の227.5」とするものでございます。

期末手当の内払の規定でございます。改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすというものでございます。説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第2号、『議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第2号、議会議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について。

議会議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を次のように改正するというものでございます。

次のページです。これにつきましても、先ほどご説明を申し上げました報酬等審議会、11月30日に開催してございまして、議会議員の報酬についても答申をいただいているものでございます。内容について、平成19年4月1日に5%の引下げを行っておりまして、渡島管内の平均を下回るとともに、松前、福島、木古内、知内の渡島西部四町の中で

も最低水準に議会議員の報酬があるということの事実確認を行った上、議員の期末手当についても、特別職、一般職と同率の0.1か月の引上げとすることが妥当との答申をいただいているものでございます。

このことから、現行の手当の支給率4.2か月に0.1か月を加え、4.3か月の支給とする内容となつてございまして、更に同様の付帯意見と致しまして、議員報酬についても引上げに向けて、今後、早急に検討するべきという内容の答申をいただいたものでございます。その答申に基づき、必要な条例の改正をするものでございます。

条例に戻っていただきまして、第2条第1項中「100分の420」を「100分の430」に改めるという内容でございます。

附則です。施行期日は、この条例は、交付の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

内払でございます。改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて、支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすというものでございます。説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第3号、『知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第3号、知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

知内町職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するというものでございまして、お手元に既にお配りをしております説明資料でご説明を申し上げます。

見出し1の1ページ目をお開きください。まず、冒頭、訂正とお詫びを申し上げます。一番下の方のですね、四角で囲った分、（0.5）となっております。今回の引上げの内

容、先ほどのご説明のとおり、手当ボーナスの0.1か月分の引上げでございますけれども、そこで、0.1を6月と12月に分けてということございまして、括弧の増減0.5となってございますけれども、これ0.05の誤りでございます。期末勤勉計、6月、12月とも、0.5の記載を0.05と訂正をお願い致します。お詫びを申し上げます。

それでは、知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要ということでございますが、先ほど来、ご説明を申し上げますとおり、人事院勧告に基づきまして、官民格差を埋めるという中で、今回、民間給与との格差、0.17%を埋めるということで、俸給表の水準を引き上げてございます。更にボーナスを引き上げるということで、0.1か月分なんですけれども、勤勉手当に配分ということで、下の表のとおり、これまで6月12月合わせて4.2か月の支給でございましたけれども、28年度につきましては、6月のボーナス、既に支給が終わってございますので、今回の引上げ分の0.1か月分を12月の勤勉手当の現行0.8か月に改めて、トータルで4.3か月とするもの。来年以降は、この0.1をそれぞれ半分の0.05ずつ6月と12月に配分をして、6月の勤勉手当、0.8を0.85に12月の勤勉手当も同じく現行0.8を0.85に引き上げるという内容でございます。なお、新旧対照表につきましては、既にお配りをし、お目通しをいただいておりますので、説明はその部分、省略をさせていただきます。

議案に戻っていただきまして、5ページ目でございます。附則と致しまして、施行期日です。この条例は、交付の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2と致しまして、第1条の規定による改正後の知内町職員の給与に関する条例、以下「改正後の給与条例」と言いますけれども、規定は、平成28年4月から適用する。

給与の内払と致しまして、第2条、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすというものでございます。説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 平成28年度知内町一般会計補正予算（第8号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第4号、『平成28年度知内町一般会計補正予算（第8号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第4号、平成28年度知内町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

平成28年度知内町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,600万6千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,242万6千円とするものでございます。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

地方債の補正でございます。第2条、地方債の追加は、「第2表地方債補正」によるものでございます。

例によりまして、歳出からご説明を申し上げます。15ページです。1款1項1目議会費に40万4千円を追加し、4,292万6千円とするという内容でございますけれども、先ほど議決をいただきました、議員期末手当の0.1か月引上げに必要な財源と致しまして、20万2千円の追加。更に議員共済負担金と致しまして、当初算定の誤りがありました。不足が見込まれる20万2千円を追加し、合わせて40万4千円の追加をしたいという内容でございます。

次のページです。16ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に100万円を追加し、5,204万9千円としたいという内容でございます。内容につきましては、9節旅費に100万円の追加ということでございますけれども、旅費に今後の不足が見込まれるために、今回、100万円の追加補正をしたいということでございます。更に2款1項12目自治振興費に2万1千円を追加し、5,473万1千円としたいという内容でございますけれども、内容は8目報償費で功労表彰及び職員表彰の記念品と致しまして、2万1千円の追加をしたいということで、功労表彰については、3人、職員の表彰については、2人ということで、額と報償品の購入費ということでございます。

次に18ページ、2款1項16目地域創生推進費に360万円を追加し、793万2千円としたいという内容でございますけれども、内容は13の委託料にしりうち地域産業担い手センターの基本設計委託料として360万円を追加したいという内容でございます。

次に少し飛びまして、31ページの消防費です。よろしいでしょうか。9款1項1目消防費に131万3千円を追加し、2億1,098万1千円としたいという内容でございますけれども、内容は19節負担金補助及び交付金に渡島西部広域事務組合、これは消防分ですけれども、この中に131万3千円を追加したいという内容でございますが、消防職員の人事院勧告に伴う職員給与費の追加分として131万3千円を追加したいという内容でございます。

次に37ページでございます。13款1項1目職員等給与費に215万円を追加し、8億58万8千円としたいという内容でございますが、内容は3節の職員手当等で扶養手当

に35万円、これは職員の新たに扶養家族が出生したということで、不足が見込まれる分の追加、さらには期末手当30万円の追加、これは人事院勧告で期末手当の支給率は増加にはなってございませんけれども、俸給表の改定がございますので、給料表の改定に伴う部分の差額として発生する30万円の追加でございます。更に勤勉手当につきましては、先ほど議決をいただきました手当の0.1か月引上げに対応する不足財源として150万円の追加、合わせて215万円の追加ということでございます。以降、担当課の方からご説明を申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

19ページです。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費に156万6千円を追加し、1億1,005万6千円とするものです。12節役務費に緊急通報装置移設料として6万1千円の追加、19節負担金補助及び交付金に福祉灯油購入費助成事業補助金として160万円の追加。28節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、平成28年、額の確定により9万5千円の減額、それぞれ追加、減額するものです。

次のページです。5目介護保険費に22万2千円を追加し、9,171万円とするものです。繰出金、介護保険特別会計繰出金に追加するものです。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に13万8千円を追加し、2,277万1千円とするものです。14節使用料及び賃借料、総合行政システム（子ども医療等）利用料、額の確定により追加するものです。

続きまして、22ページです。2目児童措置費に802万円を追加し、1億3,777万4千円とするものです。13節委託料に知内保育園委託料単価アップにより及び人事の人数の増並びに階層区分により追加するものです。広域入所保育委託料に65万5千円を追加し、これは措置人数の増により追加するものです。

3目児童福祉施設費については、補正額はありませんが、財源内訳を変更するものです。

続きまして、24ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健医療総合センター管理費に13万8千円を追加し、929万7千円とするものです。14節使用料及び賃借料に総合行政システム（健康管理）利用料に額の確定により追加するものです。

2項清掃費、1目清掃費に10万1千円を追加し、1億7,084万6千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、渡島西部広域事務組合負担金に人事院勧告により追加するものです。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

議案26ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に28万9千円を追加し、4億6,059万5千円とするものであります。これは9節旅費に普通旅費として3万5千円を追加。19節負担金補助及び交付金に経営体育成支援事業補助金として5万4千円を追加。また、指導農業士・農業士会活動助成金として20万円を追加補正するもので、内容につきましては、説明資料、見出しナンバー5の産業振興課関係の1ページをお開き願いたいと思います。被災農業者向け経営体育成支援事業1ペー

ジですけれども、支援事業についてですけれども、目的にありますとおり、8月16日から9月1日までの間の暴風雨、台風等によりまして被害を受けた施設や機械の復旧・取得を支援することを目的としまして、金融機関からの融資を受けた者に対しまして、融資残について、自己負担分について助成を行うというふうになっております。2番の補助率につきましては、AからCありますけれども、今回、対象になりましたのは、ビニールハウスでありまして、これを当てはめていくと、Cの補助率になります。四角の中ですけれども、1経営体ビニールハウス10棟分ですけれども、事業費としましては、50万4千円、負担区分としましては、補助率にこれを掛けていくと、今回5万4千円の分の国費が充当されます。3番目の補助金の流れですけれども、従前の経営体育成支援事業と同じく町を通りまして、北海道、国への流れというふうになっております。

議案に戻っていただきまして、指導農業士・農業士会活動助成金の内容につきましては、説明資料ありませんが、新規就農者、新規就農希望者の受入れや研修指導、地域農業振興役としまして、知事が認定します指導農業士が知内町には現在6名、あと、その候補になります、農業士といわれている方が6名おりますが、今回、農業士から3名の方が指導農業士に、また、新たに農業士が3名の方が認定される運びになったことから、その研修参加費用の助成としまして、農業士会の方に助成するものであります。以上、産業振興課関係の説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

次に建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

27ページでございます。7款商工費、1項商工費、4目公園管理費に10万円を追加して、396万9千円とするものでございます。これは11節需用費に知内公園の維持補修費に不足が見込まれることから、追加するものでございます。

次のページでございます。8款土木費、1項土木管理費、2目下水道整備費に下水道事業特別会計繰出金として76万2千円を追加して、1億4,113万1千円とするものでございます。

次のページ、29ページでございます。2項道路橋梁費、2目道路維持費に委託料として1,142万5千円を追加して、8,971万3千円とするものでございます。これは町道重内上雷線、町道中ノ川港線の用地調査測量設計にかかる委託料の追加でございます。町道重内上雷線は、上雷から向上雷橋を經由して、道道湯ノ里渡島知内停線をつなぐ全延長805.5m、車道幅員4mの道路でございます。この道路ひび割れが多く、路面が傷んでいること、また、上雷重内間の農業用車両の通行、それから、大型車両の安全な通行の確保のため、車道幅員を5.5mにするための拡幅改良舗装工事の平成29年度着工に向け、今回、委託費を補正するものでございます。なお、工事延長は、上雷中央線終点部と向上雷橋を除いたおよそ600mを考えております。

次に30ページでございます。4項住宅費、1目住宅管理費に町営住宅の修繕費として45万円を追加して、3,056万8千円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に学校教育課長。

◎ 学校教育課長（田中志津夫）

教育委員会関係でございます。32ページ目をお開きください。10款教育費、1項教育総務費、3目学校給食センター費に19万2千円を追加し、5,809万6千円とするものです。内容につきましては、18節備品購入費に全自動洗濯機及び乾燥機の老朽化に伴い、修理等ができなくなっていることから、新たに購入するものでございます。

次のページです。2項小学校費、1目学校管理費に10万円を追加し、5,540万9千円とするものです。内容につきましては、9節旅費に小学校派遣事業旅費として追加するものでございます。

次のページです。4項高等学校費、1目学校管理費から646万3千円を減額し、5,163万6千円とするものです。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金にバス通学生生徒交通費助成に不足が生じることから、192万2千円を追加し、海外研修助成金で事業費の確定により不用となる838万5千円を減額するものです。なお、海外研修旅行につきましては、説明資料、見出しナンバー7、教育委員会高等学校の1ページ目に示しておりますので、ご確認願います。

次のページです。5項幼稚園費、1目幼稚園管理費に5万円を追加し、1,110万円とするものです。内容につきましては、3節職員手当等で特別支援教育支援員通勤手当に不足が生じることから5万円を追加するものです。

次のページです。7項保健体育費、1目保健体育費に42万8千円を追加し、9,712万2千円とするものです。内容につきましては、13節委託料にスキー場管理運営委託料に今年度導入する圧雪車運転業務として72万円を追加し、15節工事請負費で第1知内町民グラウンド大型遊具設置工事完了に伴い、額の確定により不用となる29万2千円を減額するものです。以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりましたので、歳入、地方債の説明を総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

それでは、予算の4ページ目でございます。歳入です。9款1項1目地方交付税に1,024万円を追加し、19億8,298万9千円とするものでございます。先ほどご説明を申し上げました歳出の追加補正にかかる一般財源として、地方交付税を追加するものでございます。

次に11款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金から61万4千円を減額し、1,213万3千円とするものでございます。内容は保育料の負担金ですけれども、軽減対象の増加ということで、61万4千円を減額するというところでございます。

次に12款使用料及び手数料、1項手数料、2目民生使用料ですけれども、76万3千円を追加し、276万3千円とするものでございます。保育所使用料ですけれども、湯ノ里保育所使用料、保育園児数の増加に伴いまして、使用料として76万3千円を追加するものでございます。

次に13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金ですけれども、463万2千円を追加し、1億2,131万7千円としたいということでございまして、内容は子どものための教育・保育給付費国庫負担金で、先ほど歳出でもご説明を申し上げました

保育単価のアップに伴いまして、国庫負担分の追加、463万2千円でございます。

次に13款2項国庫補助金の6目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に180万円を追加し、2,680万円としたいということでございまして、中身は1目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金で地方創生拠点整備交付金として、産業担い手センターの設計費360万円歳出で追加お願いをしておりますけれども、その2分の1,800万円の交付金の追加でございます。

次に14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金ですけれども、219万4千円を追加し、8,358万7千円としたいということで、子どものための教育・保育給付費の道負担金、先ほど国庫負担金の追加をしておりますけれども、それに対応する北海道分としての負担金231万6千円の追加でございます。更に保険基盤安定制度負担金後期高齢医療保険の分から12万2千円を減額し、差引き219万4千円の追加ということでございます。

14款2項道補助金でございます。2目民生費道補助金に50万円を追加し、1,282万2千円としたいということでございますけれども、北海道の地域づくり総合交付金、これは例年いただいております福祉灯油の購入費助成ということで、50万円を追加するものでございます。

次に14款2項3目農林水産業費の道補助金に5万4千円を追加し、4億4,812万4千円としたいということでございますけれども、内容は農業費道補助金のうち経営体育成支援事業補助金として5万4千円を追加するものでございます。

次に17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金から646万3千円を減額し、4億8,171万8千円としたいということで、中身は教育振興基金で、バスの通学定期の助成をしております。その先ほど歳出で追加をしておりますけれども、その財源として基金の繰入れ192万2千円、更に2目のふるさと創生事業基金繰入金からは、海外研修の取りやめに対応しまして、この基金の繰入れ838万5千円を減額したいという内容でございます。

次に20款町債、1項町債、2目の土木債ですけれども、1,110万円を追加し、2,890万円としたいということですが、内訳は、重内上雷線改良舗装工事の財源と致しまして、1,110万円の追加。起債の種目と致しましては、過疎対策事業債でございます。

同じく20款1項9目の総務債に180万円の追加、これはしりうち産業担い手センター整備ということで、国庫から交付金で2分の1いただいておりますけれども、残り2分の1の相当金額分をこの一般補助施設整備事業債ということで起債の種目と致しましては、補正予算債ということでございます。

次に起債の説明を致します。3ページの地方債の補正でございます。地方債の追加と致しまして、一般補助施設整備等事業債、これは只今ご説明を申し上げました、産業担い手センターの財源として充当したいということで、限度額は180万円。道路橋梁債と致しまして、重内上雷線の改良工事に充当する起債と致しまして、11,100万円を限度額として追加するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お読み取りをいただきたいと思います。説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款毎に行います。

まず、1款議会費。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、次に2款総務費。

6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

しりうち地域産業担い手センターについて、ちょっとお尋ねします。第7回の全員協議会で、一応、前座にこのセンターの内容について説明がありまして、今回、ようやく内容が確定したということで、委託料をかけたいということでもあります。当時、11月下旬までの申請期限ということで、急遽の予算だったのかなという思いであります。その中で、前回は1億2千万円ということで、建物の提案と今回はそれに附属する外構工事、備品等も入って、トータルで2億3千万円の事業費になるんだということでもありますけれども、当時の事業概要の中に、地域産業を担う者を町外から受け入れる根拠として、しりうち地域産業担い手センターを設置という、この町外という、まず、これ町外に限定されるのか、この予算の使い方がですね、町外でなければ使えないのか、その辺の確認が1つと、それと、前回、1億2千万円の財源内訳として、国の交付金、そして、補正予算債、各2分の1ということで、1億2千万円のうち、単純に6千万円、6千万円ですから、持ち出しが3千万円ということになるんでしょうけれども、今、2億3千万円で設計委託だとか、すべて入っています。この金額は変わらないということでもいいのか、まず、その2点確認と、もう1つ、アパート形式で、当時は共用部分を作りながらやると。そして、CLTの説明はなかったわけですが、今回、CLT活用ということになれば、高層階に多分なるんだろうということで、多分3階くらいにはなるんだろうなという思いがあるんですけれども、まず、今回、CLTを活用したいという、その思いというのはどこにあったのか、その3点、とりあえず、お尋ねします。

◎ 議長 (伊藤政博)

島津室長。

◎ 地域創生推進室長 (島津泰博)

ご説明致します。まず、町内、町外というのをちょっと最後にさせていただきたいと思うんですけれども、まず、CLTの活用ということで、一番最後の質問だったと思うんですけれども、今回ですね、CLTを活用するというのは、地域にあるものというか、資源を財産に変えまして、地域のシンボリックな施設としての整備を検討しているというものでございます。このような施設整備を通じまして、本町が進めている森林資源の循環利用を更に推進することとですね、林業活性化による地方創生を取り組むというようなことを考えております。また、国が進めるCLTの公共施設等への積極的活用にも対応する、こういうようなことからですね、CLTを利用するというところで検討をしているところでございます。

そして、2点目のですね、金額の関係です。9月時点の全員協議会の中では、1億2千万円というようにお話をさせていただきました。その時点においてはですね、内閣府から示されている地方創生推進交付金のQ&Aというものがありまして、その時点においては、市町村が行う事業については、概ねですね、1億2千万円程度というような書き方になっ

ておりました。その中で、地方のブロック、北海道におけるブロック相談会だとかですね、事前相談だとか、そういうようなものを経る中でですね、先駆性の高い施設整備だとか、先導性が高い施設整備についてはですね、1億2千万円を超えても、ある程度、手当てしていただけたというような状況が見えてきました。そんな中で、今回ですね、前回の1億2千万円は事業費単体だったんですけれども、その部分にですね、調査設計費だとか、あと外構の整備費だとか、あと、備品購入費、そういうようなものをですね、もろもろ加味した形で2億3千万円という形になっております。

最後になりますけれども、使用する者をですね、町外から限定するののかという形で、一応、この施設についてはですね、研修施設というような形を考えております。詳細についてはですね、これからいろいろ産業団体も含めて議論を深めていくという形になりますけれども、今の段階ではですね、町外から来られる担い手だとか、新規の就労者、そういうような人たちを対象にですね、利用を考えているところでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

お伺いたいのはですね、まず、今の町外の話からいけば、この事業を行うにあたって、町外という、要するに農業研修だとか、Iターン、Uターン、受け入れています。そして、海外からの研修生等もあるんだろうと思いますけれども、当時はそれらも受け入れるという話だったんですけれども、あくまでもこの事業を行うためには、町内というくくりも入れたらだめなのか、要するに担い手ということ、自分は担い手イコール後継者もとっているんですけれども、町内のそうした担い手もいるわけですから、町外に限定しないで、町内の担い手の方々は、このセンターを使えないのか、その確認なんです。町外を外せば使えるわけですよね、町外を外せば。だから、なぜ、町外を付けるのかと、まず、それが事業を行うためだということであれば、後ほどまだ議論させていただきたいと思いますけれども。それと、事業費1億2千万円、外構だとかそれを含んで2億3千万円はわかるんですけれども、ただ、使い方によって、1億2千万円の上限を超えても、対象になるという言い方したんですけれども、そのCLTを使うことによって、当時1億2千万円だったのが、今、建築費ということでここに出ていますけれども、じゃあ、上限超えちゃったのか、1億3千万円なのか、4千万円なのか、まず、その辺をはっきりさせたいということ。まず、その辺のもう少し踏み込んだ確認、お願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。私の方から町外と町内という話なんですけれども、まず、この担い手研修センターの必要性というのを庁舎内で議論したときにですね、ここ2、3年はちょっと受け入れてはいないんですけれども、農業に関しては、4年くらい前に新規就農の方、2年間研修をしておりました。やっぱり受け入れるときに、住むところが一番大事なんですけれども、そのときにタイミングよく公営住宅、あと、民間のアパート等があればいいんですけれども、なかなかそのときもなかったんですよ。そのときには、教員住宅の古いものをちょっと使っていただいて、やっぱりそのときはまだ整備していなかったの、古

い教員住宅ということで、環境的にはですね、かなり我慢していただいた部分がありますので、あと、就農フェア等にもやっぱり受入れていくとですね、やっぱり住むところがきちんと用意しているんですかというのが今、言われております。去年来、歩いていると。そういうのを鑑みまして、全部やっていくとですね、やっぱりこういう研修施設等を整備して、やっぱり呼び込んでいかなければならないということで、今の時点では町外から来る方をですね、想定しておりますけれども、町内というのは、例えば後継者という意味ですか、後継者は実家から通って、研修プログラムというのは、前も説明したことがあるんですけども、農業でいうと、2年間のプログラム組んでですね、先ほど言った指導農業士の方についていただいたり、例えば2年目は実践的な活動でですね、していただくようなプログラムは組んでますので、それは実家から通おうが、施設に入ろうがですね、そのものは受けられると思うんですけども、ただ、ちょっと想定はしていませんけれども、この施設に入って、農家、実家から通うのと、こちらから通った違いがですね、何かしら出てくるのであれば、排除するものはないんですけども、今時点では想定は町外ということで考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

制度的に町内という限定をしなければならないのかどうか、制度的な問題。

島津室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

ご説明致します。拠点整備交付金のもので、Q&Aというものがありまして、その中には、例えば町外でなければならないだとか、そういう縛りだとか、そういう記載はございません。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

後継者は実家から通ってくださいという、妙な言い方なんですけれども、要するに農家でもそうだと思うんですけども、法人化をして、それぞれ後継者というよりも、自分で農業者としてやっていますよね。漁業も今、同じ状況なんです。1漁家1組合員という、昔はたがをはめていたんですけども、今は後継者も1組合員ですから、対等なんですよね。だから、後継者というあえて言わなかったのは、担い手でいだろうというのは、そこなんです。1人の担い手としてやっているわけですから。若い青年方が。それで、以前から小田島課長には、今回も言わせていただきましたけれども、要するに漁業者の地域にそれぞれの新婚さんのアパートほしいねと、いきなり嫁さんをもらって実家で共同生活よりも、やはり2年、3年暮らしたいねとか、いろいろあるわけですよ。まして、そして、今回、6次に向けた計画でCCRCですか、子育てと高齢者の優遇した施設、計画に入りました。そうした中での流れの中で、今回、こうした農業研修等、漁業、林業も多分入るんでしょうけれども、なかなか林業、農業等もこれに当てはめればなかなか馴染まないところもあるのかなという思いなんですよね。だから、まして、今、新規就農、先ほど課長言われましたけれども、24年に1人と22年に2人なんですよね。新規というのは、過去4年間ゼロなんですよ。まして、Uターンでは27年度2人とか、24年2人とかいますし、今回も札幌で新たに就農しませんかということでPRにも活動いつてきたところな

んでしょうけれども、そういう方々が要するに真っ先に聞かれるのが、先ほど言っていた住居問題で、どうなのかと、空き教員住宅だとか、住宅だとか、そういうのはありますよということで、来てみれば古いからだめだとか、環境が悪いとか、いろいろあるみたいですが、じゃあ、内にいる我々、担い手はどうなのかと、そういうところ、じゃあ、だめなのかと、内には冷たくて、外にはいいものでどんどんどん来てくださというアピールをしなければだめなのかと、それでないと農業振興、漁業振興、林業振興、図れないのかという、そういう問題ではないと思うんですよ。ただ、課長の方からもネットでいろいろ地区の活動を見させてもらいました。新規で建てて、新しいところに住ませるというのが1つの条件というか、何かそういうところじゃないと、なかなか来てくれないんだよねという、何か方向性がちょっと悪いところに定まっているのかなという思いがあるんですけれども、私は新規就農で来る以上は、住むところではないと思うんですよね。たとえ教員住宅古ければ、それこそ多少リフォームして住みやすく環境整備してやればいい話で、そして、空き家対策という問題もあるわけですから、そういう活用をして、新規就農者に対応するための改築費を設けて、いろいろ改築しながら、備品も揃えながら迎え入れてやればいだろうし、何もこんな立派な施設を町外だけに使わせるという限定をするというのは、ちょっともったいないなど。町内でも使えるような何か目的、事業等も総合的な絡みの中でやってもらえれば、新婚の1年、2年、そこで過ごすだとか、いろいろ高齢者はこれにはもう入ってきませんけれども、新たに次の後継者が生まれるとすれば、一時そこから研修を受けながらやってもらうだとか、いろいろ方策はあると思うんですけれども、まず、自分的には、事業の使い勝手は、事業としてはいいんですけれども、中身として、もう少し町内にも使える工夫をするべきだろうと考えるんですけれども、その辺、如何ですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、この施設概要の中でも世帯用2部屋、単身用3部屋という形で、今、基本的な部分は考えています。そのほかにミーティングルームというコミュニケーションを図る先輩の農家の方々、漁師の方々も一緒に来て研修するだとか、そういう部屋も一応、設けることで、今、考えております。それで、なぜ、5部屋という部分もあるんですけれども、これにつきましては、先ほど言いました、農業で行くと、今、漁業の方にも、漁組の方にも働きかけていますけれども、やっぱり2年くらいの研修等が必要だと思うんですよ。2年間、その部屋に入るとしたならば、2名の方でも例えば2部屋が空きます。そのほか3部屋とかありますけれども、これにつきましても、今、就農フェア等に行きましたらですね、まず、体験から入りたいという方が結構ニーズが多いということが去年から歩いててわかってきております。最初は、私どもも体験からということになるとですね、ちょっと農家の方、漁師の方に迷惑を掛けるのでということで、ちょっと除いていたんですけれども、やっぱりすごいニーズがあるということで、やっぱり1週間でも1か月でも短期的な体験をですね、そういうプログラムをちょっと漁協と農協の方にも働きかけてですね、そういうものを構築しながら、体験でも受け入れていこうというふうに産業課の中では考えておまして、それらも含めて、5部屋を今、用意するという考えなんですけれども、

ども、その中で、議員がおっしゃったとおり、町内の後継者、帰ってきた方々が入れないのかという議論ですけれども、先ほど言ったとおり排除するものではありませんので、今、これからの議論の中で、ただし、これはあくまでも研修期間中の入る施設ということなので、そのあとにはもちろん、アパートなり、自宅なりに戻っていただくことにはなりますので、その辺をご了解いただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

あくまでも研修の施設なので、漁業でも農業でも研修期間を終えれば、出ていただくという使い方、そして、共有スペースについては、地元の産業関係者も集まって、多分、調理場なんかも整備するんだろうと思いますので、そこでいろいろな語らいをして、親交を深めていただくという1つの目的もあるのは大いに理解するんですけれども、そこで、ちょっと話、行ったり来たりですみませんけれども、CLTを使うのに、予算なんぼ膨らむのか、あとで教えてください。いろいろあるところなんでしょうけれども、事業自体には町外、町内、こだわらないということで、まして、今、課長の方からいろいろ検討の中で、またこれから先、議論するということなので、今回は委託料ということで、ただ、委託料かけたは結果的にこれでいきますということになれば、自分が今、委託料で賛成して、次になればそれから外れたということになれば、何かその委託料がもったいないなという感じもするんですよね。予算的には。だから、本当に検討していただけるのであれば、後ほど賛成討論条件付きでやりたいと思いますけれども、本当に今、確認なんですけれども、本当に議論というのはしていただけるんですか。いや、ここを通ってしまえば、暗黙の了解でまたこれで通すという、その辺の考え方というのはどうなんです。我々の聞いていることに真摯に対応して、結果的に提案するときには、こういう議論をして、あの手、この手探ったけれども、結果的にこれになりましたというのであれば、少しは気持ちは楽になるんですけれども、暗黙の了解で、すっと通ってしまいましたということになれば、ちょっと疑念を感じますので、その辺というのは、考え方というのはどうなんです。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。この施設につきましては、先ほど言いましたとおり、2つの大きな目的があると思うんです。1つは、やっぱり研修期間中の居住の確保という部分と、あと、もう1つは、先ほどミーティングルームの話、議員からも出ましたけれども、地元の漁師さん、農家の方々とのコミュニケーション、農業でいくと4Hクラブだとかの集会所と一緒に研修生も入ってミーティングをするだとか、料理を地場のものを何か作るだとか、そういうものでコミュニケーションを図っていきたいという部分がありますので、町外の議員がおっしゃったとおりですね、後継者がすぐ戻ってきて、すぐ研修に入るのであれば、今、言った目的を達するのであればですね、課の今の議論の中では議論していきたいと思っていますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

それから、CLTによって予算。島津室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

ご説明致します。CLTによってですね、いくら事業費が膨らんだかという、そういうような積算というのはですね、していません。ただ、建築工事の関係でいいますと、例えば、今、想定しているのは、建築工事プラス施工管理費というんですか、現場管理費というんですか、そういうようなものを合わせるとですね、1億5,600万円くらいになるのかなど。これはあくまでもですね、現時点の想定です。今後、基本設計をかける中で、例えばどれだけCLT部材を使うのかだとか、どこに使うのか、あと、コストを考えて、例えば集成材の組合せとか、ハイブリッドとかいろいろありますよね、そういうようなことも検討する中で、その金額というのは、最終的に確定していくのかなどと思っています。過大にならないような形で適切なコストの中でですね、建築できるようなことで基本設計業者が決まりましたらですね、対応していきたいなというふうに考えているところでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

最後にします。それで、CLTなんですけれども、それを作るというか、技術的には岡山と聞いていたんですけれども、道内でもあるのか、その辺の道外であれば、輸送コストいろいろあるだろうと思いますし、技術的にどうなのか、まして、建築基準法が今年から認可されたということで、それらをクリアした業者というのは、道内にあるんですか。その辺を含めてお尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

島津室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

ご説明致します。CLTについてはですね、今、聞いているところでは、日本で初めて岡山県の真庭市というところで、ある業者がですね、CLTを製作したというのが初めてだというふうに聞いています。それで、北海道にもですね、そういうような動きもございまして、CLTをですね、作成する会社が北見の留辺蘂というところにある工場が今年ないし、年明け早々にですね、CLTを作るというJASの認定をもらうということですね、話としては聞いています。だから、簡単にいうと、北海道でもですね、CLTを作る工場ができるという状況にあるというふうに聞いているところでございます。それと、建築基準法につきましてはですね、これまではCLTという特殊な部材を使うときには、大臣認定というものが必要でございました。それが今年の確か4月だったと思いますけれども、そういう構造用部材として、CLTが建築基準法というんですか、それでちゃんと認められたので、それを持ってですね、3階建てまでの木造建築物については、CLTを使用できるという状況になっております。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

今、いろいろと話を聞いていて、CLTをこの100坪のやつで、本当は聞いたかったのは、原木では何㎡必要なんだろう、その辺まで出していなかったと今、全然出していな

いわけだよ。問題は、当初1億2千万円のやつが、CLTを使うことによって、2億3千万円に膨らんだという認識しかなかったんです。考えてみたら、今、ちょっといったら、100坪で1億5、6千万円になるんじゃないだろうかとそういう説明もしたでしょう。坪単価というのは、150万円から160万円なんだよ、それまでやって、CLTを使わなければならない理由というのは、何なんだろう。それも一回、ちょっと説明願います。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

実は先ほどもちょっと協議会するときにも言わせていただきました。今、CLTを積極的に使おうという、国の方向性が示されております。それで、もうヨーロッパでは、5階、6階、高層の住宅がすべてCLTでRCに変わってやられているということで受けています。日本がようやく国立競技場、2020年のオリンピックにCLTを使おうという今、動きが出てきています。今、その材を全国から集めているという、今、情報もあります。それで、先般のセミナーに参加をさせていただきましたけれども、残念ながら、北海道では今、室長言うように、北見の留辺蘂のある会社が2階建ての箱物で今、事務所を建てているのがモデルとして1件であります。そんなことから、是非、今、そのモデルとして、ですから、今、4番議員さん、それから、6番議員さんが言われてますけれども、すべてCLTを使うというのは、考えておりません。ですから、今、この計画を議決していただきましたら、CLTをどんな形でそこに組み入れられるか、ですから、そのCLTを使ったことによって、前回1億2千万円のやつが、2億3千万円になったから、CLTが要するに高くなっているということは、理解をしないでください。それはきちんと話をさせてもらいます。設計ができた時点で。ですから、今、うちが目指しているのは、ようやく北海道でも今、ある企業がCLTを製造しようという動きが出てきています。それから、3階までの建屋であれば、これは建築基準法がもう定まっているということを受けて、何とか公の施設で、CLTを要するに活用できないかということで、今、検討をさせているところであります。そんなことからいうと、今、要するに国が方向として、今、CLTを使おうという、今、方向になっているものですから、少し金額は高くなることは否定を致しません。ただ、1億2千万円が2億3千万円の1億2千万円がすべて要するにCLTを使ったからということ、そういう考え方でないということだけご理解いただければと思います。ですから、今、室長も言いました。できるだけCLTをどんな形で有効に使うことによって、将来的にCLTが公共施設でも使える状況になるんだという、1つの検証、モデルもそこに含まれて交付金をいただけるということをご理解いただければというふうに思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにありませんか。9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

今回、就業機会確保の事業のこの部分です。この前、我々議会の方と産業団体との懇談会を催しまして、そのときに農業団体との話の中で、やっぱり農業者の農業団体の方々が口々にしたのは、最初から最後までやはり労働力の確保が大変これから厳しくなって、それが本当に緊急の課題だということ、これを伺った経緯があります。まして、これからうち

の町のニラをやっている業者の方々も今、71件ですけれども、10年後には大体50件くらいまで減るんじゃないかという危機感を持っているものですから、これは大変、うちの町としても、これは大変、農業者をはじめ、いろいろな形の産業団体にとってはいい機会なのかなと思うわけでございますけれども、ただ、私はこの部分を作るにあたってですね、今回、今、農業法人とか書いていますけれども、農協との部分の連携というものに対して、町はこの辺について、これからどのような形で取り組んで、こういうものを実施するのか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今、9番議員さんがおっしゃった農協を含めて、産業団体との打ち合わせということですが、これについては、前から打ち合わせはもちろんして、農業につきましても、漁業につきましても、担い手、もちろん林業につきましても担い手確保というのがうちの重要課題に一番にあがっております。それで、そういう話は、それぞれの組合ともしております。それで、やっぱりこういう施設もやっぱり必要だという認識も持っておられます。あと、労働力の確保につきましては、このセンターの話とちょっと違いますけれども、今、いろいろとそちらの方も議論しておりますので、やっぱりパートさんが足りない、あと、漁協の方のコンブ干しのときのアルバイトが足りないという話も出ておりますので、そちらの方もいろいろと今、それぞれの組合とも協議しております。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

その部分ですね、やっぱり受け入れる部分ということは、やっぱり町が出るのではなくて、やっぱりいろいろな農業、漁業、林業、そういう方々がやっぱり就労の部分でそういう形で受け入れると思うんですよ。その辺について、もう少し町としてもですね、そういう町が主導するのではなくて、やっぱりそういう方々の団体が自分たちの主導といえは変ですけども、サポートとやっぱり主導ということになると、町はあくまでも主導ということではなくて、ある程度、サポートに回るのが私は筋じゃないかと思うんですけれども、その辺について、町はどのように考えているんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。町が主導、組合が主導ということではなくて、町が全部、施設整備をするから、町が主導的に全部やっているわけではなくてですね、打ち合わせの中で、それぞれの団体とそれは協議をしながら、団体が担うべき部分とありますけれども、この施設整備につきましては、地方交付金の中でハード事業をやってきたものですから、町で今、整備しますけれども、これから管理運営につきましても、それぞれの団体から協議会を作って、管理主体もそちらの方で例えば担っていただけるだとか、その辺も協議していきたいと思っておりますし、あと、そもそも、この建物以外、先ほど言いました担い手のプログラム

等につきましてはですね、もちろん、組合が主体的に農業士だとか、漁業の指導の方々やっていますので、そちらの方はもちろん組合、団体の方がですね、主導的にやっているとそのようなすみ分けをしております。

◎ 議長（伊藤政博）

そのほか、質疑ありませんか。8番、笠松君。

◎ 8番（笠松悦子）

私も指導農業士の1人して、この事業、すごくいいことだと思っております。前に私もこういう人たちを預かったことがあるんです。そのころは、6年も7年も前からなんですけれども、こういう空き家を使うとか、それから、いろいろな町の何かの施設を使うとか、こういうところがなかったものですから、各農家にということで、私も3人くらい預かったことがあります。その中で、やっぱりそれにも無理があると思うんですよ。研修に来た方、体験も含めてなんですけれども、研修に来た方もですし、その預かった側もやっぱり不慣れもありますし、来た人も、やっぱりそこに束縛される時間とか、そういうふうなものもありまして、大変な面もあると思います。これを建てるのはすごくいいと思うんですけれども、その研修期間に住むところをきちんとしてあげる、それは本当にいいんですけれども、そういう方々が来て、いざ、就農するとか、経営継承、この間も農協の方々、言っていましたけれども、経営継承をしていただかないと、これからの農業戸数というか、生産組合戸数も守っていけない状況にありますので、そういうときに、やっぱりもっと強い支援というのにも必要になってくると思うんです。だから、これにお金を掛けるのもいいんですけれども、そういう方向にもお金が必要だということを思いながら、ここももうちょっと下がったようなというか、本当に極力、限度額を抱えたような予算形成をしながら考えてもらえればなと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

経費の削減と研修したあとの新規就農にいろいろ掛かるので、そっちの方の手当もということですが、質問の内容。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。建築費を下げるのは、今、室長おっしゃったとおり、いろいろ基本設計が入っていくとですね、経費をもちろん下げていくのは当たり前のことで、あと、8番議員さんがおっしゃったとおり、あとのフォローアップもですね、国の制度をもちろん活用しながら、あと町の方でも、ものづくり条例、適応になるとですね、そちらの方も活用していただくようなシステムはできているのかなと思いますけれども、まだまだ不十分なところがあればですね、また産業団体とその辺は詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に3款民生費。

民生費ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、4款衛生費。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。次に6款農林水産業費。

(「なし」の声あり)

ないようですので、7款商工費。

(「なし」の声あり)

同じく8款土木費。

(「なし」の声あり)

9款消防費。

(「なし」の声あり)

次に10款教育費。

2番、花井君。

◎ 2番(花井泰子)

とても簡単なお願いというか、確認なのですが、今年、2千万円ほど掛けて、町民グラウンドに大型遊具設置されました。大変、喜ばれていると道新にも載ってございましたけれども、これ間違っていたら訂正したいのですが、1週間くらい前にグラウンド、遊具を見ましたら、雪の中に埋もれていました。ですから、あの遊具、そのままにして冬を越すような形になるのかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

◎ 議長(伊藤政博)

社会教育課長。

◎ 社会教育課長(松本泰行)

お答えします。そのままです。一応、冬支度ということで、ロープ関係はきちんと結んで処理しています。あのままで大丈夫ということで、業者さんからは確認しております。

◎ 議長(伊藤政博)

2番、花井君。

◎ 2番(花井泰子)

雪の中に埋もれていまして、あのままで大丈夫と言われたというふうにおっしゃいましたけれども、本当に大丈夫なのかなと。固定はされていたかなと思うのですが、雪の中に入っているというのは、劣化がそれだけ早くなるのではないかと、何とかもう少し手立てがないものかなというふうに思って見てきましたので、業者さんが大丈夫というのであれば、そのままいくんでしょうか。ちょっと納得はいきませんが。

◎ 議長(伊藤政博)

あれ取り外せるものではないんでしょう。その辺、説明してください。

社会教育課長。

◎ 社会教育課長(松本泰行)

1回設置してあるものですから、取り外すということにはできないもので、そのままということで確認していますので、大丈夫だと思います。

◎ 議長(伊藤政博)

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、2番議員さんが心配しているのは、今、課長が言うことで外せるという話ではなくて、要するにメーカーがそのまま冬も大丈夫ですよと言われているけれども、何か覆いをすることによって、せっかく2千万円も投資したんだから、1年でも2年でも長く使えるような方法がないですかということだと思っていますので、これはすぐ内部検討させていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

海外研修の助成についてお尋ねします。今回、キャンセルしたので、キャンセル料が144万5千円掛かったということでありまして、当然、子どもたちには、海外ですから保険も掛けるんだらうと思うんですけども、これあくまでも今回のキャンセルというのは、テロが発生したということで、その危険性を危惧して、今回、キャンセルということで、これはあくまでも発注者の一方的理由によるキャンセルということなんですか。それとも、このテロに対する旅行会社も、もう今回はテロなので、そういう判断をしたら少し割り引きますとか、そういうことというのはないんですか。キャンセルに関して。

◎ 議 長（伊藤政博）

高校事務長。

◎ 知内高等学校事務長（小嶋 隆）

ご説明致します。今回のキャンセルの発生はですね、そういうテロということではなくてですね、現地の方で学校訪問、これはマレーシア、ジョホールバルの学校ですけれども、そちらと日系企業を訪問することにしていまして、そちらの方の手配がですね、ちょっと国内からでは無理なものですから、現地の代理店を通してその辺の契約をさせていただいていましたけれども、現地への契約で、その契約を成立した時点で、キャンセル料が100%発生をするという契約になっていまして、そのために発生したということでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

ということであれば、何か旅行全体のキャンセルではなくて、もう現地に行ったときに、現地の内部的視察の研修の中で、そういう日系だとか訪問する予定になっていたけれども、それらを現地の業者さんに委託をしたものだから、それが突然訪問しないということになったので、現地の業者さんの委託料ということですか。全体のキャンセル料ということではなく、部分的な委託部分のキャンセル料ということですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明資料に書いてあります。

ほかにありませんか。3番、吉田君。

◎ 3 番（吉田峰一）

それでは、36ページ、委託料のスキー場の管理の運営の委託料なんですけれどもね、先ほど説明を受けたのは、圧雪車を入れたから、運転手さんの教育が必要なんだというような話をちょっと聞いたんですけども、これは初めてやったことではないですから、そ

の前にもたとえレンタルであろうと、例えば購入をしても、オペレーターというのは、変わるんですか、それとも、全く扱い方が違ってきているのか、その辺をお知らせいただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

社会教育課長。

◎ 社会教育課長（松本泰行）

ご説明致します。今までは、町の囑託というか、アドバイザーの方で、朝、運転をして乗っていたんですけども、今年度より、レンタルじゃなくて購入して、委託業者の方にしっかりと運転してもらうということでの追加です。機械の運転賃金といたらいいか、その分の委託料の追加ということです。人件費です。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、吉田君。

◎ 3番（吉田峰一）

じゃあ、レンタルの機械と購入するというのは、全くレンタルも町で借りていてやっていたんじゃないですか。教育委員会等で。ですからね、その辺が何で今までどおり、要するにレンタルであろうと、購入であろうと、要するにスキー場を圧雪して、事故のないようにスキーを乗れば、圧雪車の仕事は終わっているはずなのさ。でも、今年初めて特殊な圧雪車を入れるのであればあれだけ、全く前の前年度の圧雪車と同様のものを入れるだけで、本来であれば、それは委託する業者が当然ながらオペレーター込みでいくらという感じで、私はそういう運用の仕方かと考え方しているんですけども、それ間違いですか。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩。

休憩を取り消します。

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

ご説明を申し上げます。3番議員さんのご指摘、もっともかというふうに思っております。それで、実はこれまで圧雪車、リースしておりました。リースというのは、実際に圧雪車を導入して、ゲレンデ状態、どういう形で維持できるかと、それと、利用期間がどうなるかということも実証もしながらということで、リース対応をしていたんですけども、あくまでもリースということなので、恒久的な形でなくて、ですから、スキー場、今、管理、リフトの運行については、業者委託をさせていただきます。それで、これまでは実はリースの圧雪車の運転については、職員が対応してございました。その分は、リフトの運転の委託料の中には入っていないですし、圧雪車のリース料の中にも入ってございません。あくまでもオペレーターをうちが対応しているという状況。今回、新たに圧雪車を導入しましたので、圧雪車の運転業務も含めて、今、リフトの運転をお願いしているということと、その分も合わせて委託するという形の対応ということで、今回追加と。ですから、これまでリースの状態のときも、実は本来であれば、リフトの運転をしている、委託をしている業者さんの方に委託をしながらということも、当然、考えればよかったんでしょうけれども、それはあくまでも暫定的なことだったので、今まで職員の中で対応をしたという状況

でございます。それで、今回、新たに機械を導入するというところでございますので、その分、業者さんに委託するという考え方で今回の追加でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、吉田君。

◎ 3 番（吉田峰一）

リフトをリースにするには、要するに買い上げたというのは、町のものです。だから、町職員が運転して本来は当たり前だと私は思うんですよ。それ今までやっていて、リースのものをやっていて、購入したから、それを改めてオペレーター、運転手を頼むという、僕、そんな感じ方がしたんですよ。言われてみるとね。それでは、今までやっていた人間が余剰になるんじゃないかと、単純にやるとね。それは違うんだと、リフトも動かすんだよ、朝早く圧雪して、夜はリフトを動かすんだよと、そんなような考え方だと思うんだけど、なぜ、職員が動かすことができないんですか、逆に、従前通り。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 眞）

これは実は教育委員会の方ともいろいろ話をしました。それで、町の職員ができる、できないということで、これまでやっていたんだから、当然新しい機械を入れても、それは町の職員が対応してきたんだから、これまで対応してきたから、これからもできるだろうということでありますけれども、実は当然、リフトを動かすということになりますと、その間、当然、業者さんの方でいろいろな諸準備をするわけです。それで、リフトを動かす前に、実は早朝、当然、リフトが例えば9時から動かすということになると、その前の時間からうちの職員が、通常勤務している職員が出て、交代でそれを時間外対応の中で圧雪車を動かしておりました。そうなったときに、本来的な業務にもやっぱり支障を来すだろうということで、事故防止もろもろを含めて、業者さんに委託をしたいということでのことでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

34ページのことで、ちょっとお伺いしたいんですけれども、今回、海外研修旅行に行けなかったということで、教育長がいいのか、小嶋さんがいいのかわかりませんが、生徒たちの反応というのは、どのような反応があるのか、まず、わかるようでしたらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

行かないと決めましたのが8月上旬でして、できるだけ早くパスポートの取得や諸準備を進めるようにと、学校の方でも指導してまいりまして、かなりそれぞれ子どもたちの準備をしていて、大変、楽しみにしておりました、今回、こういう形で中止ということで、やはり表面的には、特段何もないような顔をしておりましたけれども、保護者の皆さんのお話を聞けば、やはりがっかりしていたということでもございました。この後、この間、急

遽、北海道教育大学との連携事業の中で、カルガリー大学の学生さんたちが北海道に来たときに、高等学校にも行ってもらって、交流をしたりですね、このあと、年末に函館の教育大学の留学生が来て、中学生を対象にイングリッシュキャンプを2日間やりますが、そのときにも高校生にも是非、参加をとというようなことで何とか対応していきたいと思っております。やはりちょっと落胆していたのは事実でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにございませんか。ないようですので、13款ありませんか。

（「なし」の声あり）

歳出の質疑が終わりましたので、歳入一括質疑を行います。

歳入、それから、地方債の質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これ質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、反対討論ありましたら。反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、賛成討論。

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

賛成討論ですけれども、いろいろ議論の過程の中で、随分、自分とちょっとずれるところがありました。それで、まず、内容的な事業概要の中で、町外ありました。これは、事業的には、町内でも町外でもいいということなので、まず、それを外して検討をしていたきたいというのは、担い手に限れば、例えばサラリーマンから地元で農業研修を受けて、ニラでもほうれん草でもミツバでも、いろいろやってみたいという方が出る可能性もあるわけですから、それらに対応していただきたいのが1つと、あと、CLTを使用することで、来年度からCLTに対応した技術的なものの資格を取った北海道業者ができるだろうということで、多分、そこにこれが確定すれば、発注することになるんでしょうけれども、ちょっと技術的なものというのは、初めてということになれば、ちょっと危惧するところもあるんですけれども、いろいろ今、全国的にCLT注目されているときでありますので、できるだけ8番議員も言っていましたけれども、コストを抑えながら、それを活用していただければいいのかなという思いをしております。それと、部屋数が単身用3室、世帯用2室ということで、ちょっともう2つくらい増やしてもいいんだろな、単身用ですよ、単身用をもう2つくらい増やして、それぞれ覚悟を持って、これにあたってほしいなという思いであります。少なければ、多分、また穴を埋めるように何か細工をすればいいんだろなという思いではなくて、これだけ部屋数を埋めるために、なんとかた新規就農なり、地元からの新たな担い手も探すんだという町の意欲を見たいと思いますので、是非、それらを整備した中で、また、いろいろ議論したいと思いますので、それらを条件に賛成をさせていただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかには討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案を原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 平成28年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第13、議案第5号、『平成28年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(松崎輝幸)

議案第5号、平成28年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について。

平成28年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,354万6千円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に27万2千円を追加し、441万4千円とするものです。9節旅費、普通旅費が見込まれることから、20万3千円の追加、14節使用料及び賃借料に総合行政システムクラウド版、額の確定により追加するものです。

続きまして、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費に1,413万2千円を追加し、6,413万2千円とするものです。19節負担金補助及び交付金に保険者負担分、医療費見込みの増により不足が見込まれることから追加するものです。

2目退職被保険者高額療養費に50万4千円を追加し、442万4千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、保険者負担に不足が見込まれることから追加するものです。

続きまして、7ページです。4款前期高齢者納付金、1項前期高齢者納付金、1目前期高齢者納付金に1万5千円を追加し、4万4千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、前期高齢者納付金、額の確定により追加するものです。

11款諸支出金、1項償還金、3目償還金に443万7千円を追加し、444万2千円とするものです。23節償還金利子及び割引料に国庫補助精算返還金に平成27年度額の確定により追加するものです。

12款予備費に1,911万2千円を減額し、505万円とするものです。予備費を減

額するものです。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。6款道支出金、2項道補助金、1目財政調整交付金に24万8千円を追加し、3,989万7千円とするものです。2節特別調整交付金に24万8千円を追加するものです。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第6号、『平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第6号、平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。

平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,072万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に6万8千円を追加し、270万7千円とするものです。14節材料及び賃借料、総合行政システム後期高齢者医療、額の確定として追加するものです。

続きまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金に16万3千円を減額し、5,731万1千円とするものです。19節負担金補助及び交付金に保険基盤安定分として16万3千円を減額するものです。平成28年度分の額の確

定により減額するものです。

引き続き、歳入を説明致しますので、3ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金から9万5千円を減額し、2,608万7千円とするものです。1節事務繰入金に6万8千円の追加。

2項2節保険基盤安定繰入金に16万3千円を減額し、それぞれ追加、減額するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 平成28年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第7号、『平成28年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第7号、平成28年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

平成28年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,491万7千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。4款地域支援事業費、1項介護予防費、1目二次予防事業費に9万5千円を追加し、938万1千円とするものです。3節職員手当等にそれぞれに不足が生じることにより追加するものです。

続きまして、2項包括的支援事業費、任意事業費、1目包括的支援事業費に12万7千円を追加し、1,055万6千円とするものです。3節職員手当に人事院勧告により3万7千円の追加、11節需用費、緊急連絡シート消耗品、これについては、説明資料4の生

活福祉課 4 ページで事業の概要を説明しますので、お開きください。緊急通報情報「緊急連絡シート」ということで、目的は町内のひとり暮らし及び高齢者のみ世帯等において、自宅に緊急連絡シートを設置することにより、緊急時に医療機関との連携が円滑にできることを目的とします。これ実は独居老人で□□にはならなかったんですけども、そういうふうにいるいろいろ緊急時に連絡先だとか、薬だとか、そういうのがわからないということで、これを今、整備したいということです。対象者は、70歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみ世帯、その他障がい等で設置が必要な世帯ということで、対象者を行いたいと思います。設置方法については、民生委員がまず、訪問して、緊急連絡シートに記入しまして、要介護認定者については、介護支援専門員、保健師が記入すると。2番目として、それはクリアファイルに入れて、冷蔵庫にマグネットでやるようなことになります。それにはお薬手帳、保険証の写し等についてもクリアファイルに入れるような助言をしていきたいと思います。基本的には、このシートは年1回訪問して、記載内容の確認、変更、一部を自宅、一部を役場、生活福祉課に保管するというふうになっています。大体、対象者は700世帯を予定しております。引き続き、歳入の説明を致しますので、3ページをお開きください。7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金に22万2千円を追加し、2,162万8千円とするものです。事務費繰入金として追加するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第8号 平成28年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第8号、『平成28年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第8号、平成28年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成28年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億336万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。4ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に4万2千円を追加して、1,318万7千円とするものでございます。人事院勧告による勤勉手当の増額分を補正するものでございます。

次のページです。2目施設維持費に72万円を追加して、1億694万7千円とするものでございます。11節需用費で、小破修繕費、小破改良費の過不足分90万円を追加。13節委託料では、委託費の確定による減額と下水道施設台帳、下水道管路台帳のシステム移行に掛かる委託費の追加で、差引き18万円の減額でございます。

続きまして、歳入でございます。3ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に76万2千円を追加して、1億1,179万4千円でございます。以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第9号 平成28年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第9号、『平成28年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第9号、平成28年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について。

第1条、総則でございます。平成28年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）は、

次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。平成28年度知内町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用から402万4千円を減額して、1億1,006万8千円とし、1款水道事業費用総額で1億1,849万6千円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。予算第5条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

1款職員給与費から460万4千円を減額して、2億2,532万7千円とするものでございます。

次のページをお開きください。平成28年度知内町水道事業会計予算実施計画でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費並びに3目総務費で、人事院勧告による勤勉手当の追加及び内部人事異動による給料、手当、賃金、法定福利費の追加、減額、そして、3目総掛費、12節委託料で公営企業会計システムのセットアップ業務委託料として15万円の追加。総額で水道事業費用を402万4千円減額して、1億1,849万6千円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第10号 知内町税条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第18、議案第10号『知内町税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（帰山亮一）

議案第10号、知内町税条例の一部を改正する条例について。

知内町税条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町税条例の一部を改正する条例であります。

説明につきましては、説明資料で行いますので、見だしナンバー 3、税務会計課説明資料 1 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、平成 28 年 3 月 31 日公布の所得税等の一部を改正する法律及び 28 年 5 月 25 日公布の外国人等の国際運輸業にかかる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令、平成 28 年政令第 226 号の施行に伴う改正であります。改正内容につきましては、日本と台湾の間で二重課税を回避することを目的に日台民間租税取決め、これが昨年 11 月 26 日に締結されたことによりまして、これまで台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当にかかる個人住民税につきましては、総合課税にかかる所得として、源泉徴収されておりましたけれども、この日台民間租税取決めが適用されることによりまして、源泉徴収等を通じた課税ができなくなり、申告に基づき分離課税されることになったものです。

施行期日につきましては、平成 29 年 1 月 1 日であり、個人住民税の適用については、平成 30 年度課税からというふうになります。

なお、町税条例改正条項につきましては、附則第 20 条の 2 であります。なお、2 ページから 11 ページに新旧対照表を掲載しております。ご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第 11 号 知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 19、議案第 11 号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第 11 号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次のページをご覧ください。知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

知内町国民健康保険税条例（昭和34年条例第16号）の一部を次のように改正する。

説明資料見出し4、生活福祉課1ページで概要説明致しますので、お開きください。

先ほどの10号の議決に伴いまして、所得税法等の一部を改正する法律が施行に伴いまして、改正内容でございますけれども、個人の町民税で課税される特例利子及び特例配当金の額は、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得に含められることとなります。よって、施行規則、平成29年1月1日、国保税条例改正条項附則第10項に従いまして、改正になります。

議案に戻りまして、2ページです。附則としまして、この条例は、平成29年1月1日から施行する。

なお、説明資料見出し4の生活福祉課2ページから3ページに新旧対照表を載せましたので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第12号 知内町農業委員会の委員の定数に関する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第20、議案第12号、『知内町農業委員会の委員の定数に関する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 眞）

議案第12号、知内町農業委員会の委員の定数に関する条例について。

知内町農業委員会の委員の定数に関する条例を次のように制定する。

本条例の趣旨及び内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料により説明をさせていただきますので、見出しナンバー5の2ページをご参照いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。平成28年4月1日に改正をされました農業

委員会等に関する法律の施行に伴い、農業委員の選任にあたっては、これまでの選挙制度を廃止し、議会の同意を要件として、町長の任命制度に変更され、同時に議会推薦、団体推薦も廃止となったところであります。改正後の委員の定数につきましては、国の基準では27名を上限として、下限の規定はございませんが、定数は条例で定めることとなっております。選任にあたっては、法律上は市町村長は農業者、農業者の組織する団体、その他の関係者に対して候補者の推薦を求めるとともに委員になろうとする者の募集をしなければならないと規定しており、公募を行い、応募、推薦のあった者から選任することとなります。また、選任にあたっては、認定農業者が過半数を占めること。利害関係のない者。つまり農業者以外ということになりますが、を含めること、さらには女性、あるいは、青年の積極的な登用も求められております。更に意思決定を行う農業委員とは別に農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員、資料では2番目の項目でございますが、農地利用最適化推進委員を原則設置することとなっております。推進委員は担当区域において、担い手への農地利用の集積集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域での現場活動を行うこととなっております。定数は本町の場合、農地の保有面積により18名となっておりますが、一定の要件を満たした場合、推進委員を置かなくても良いこととなっております。本町ではその要件を満たしていることから、これら諸条件を勘案して、現在の農業委員数と同数の12名を定数と致したいということで考えているところであります。

議案に戻っていただきます。条例の内容につきましては、今、資料によりご説明を申し上げましたので、附則の説明をさせていただきます。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2として、知内町農業委員会委員定数等に関する条例の廃止であります。知内町農業委員会委員定数等に関する条例（昭和32年条例第15号）は廃止する。以上で知内町農業委員会の委員の定数に関する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

先ほどの説明の中で、認定農業者が過半数を占めることと、利害関係者のない者、農業者以外ということでもありますけれども、この農業者以外というのは、どのような、あくまでも町内に限るとか、町外から見識者だとか、そういう感じの人を招集するということなのか、それとも、町内の利害関係者以外ということで、農業関係に詳しい方になるのかどうか、その辺、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。この利害関係のない者につきましては、農業経営を行っていない者、農業に従事していない者を国の方では謳っております。農地を保有して貸し付けている方については、こっちの言われている人に該当します。あと、町内と町外に関わらず、公

募はできます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議 長（伊藤政博）

お諮りします。只今、町長から議案第13号、『平成28年度知内町一般会計補正予算（第9号）について』及び議案第14号、『知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について』及び議案第15号『職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について』が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議案第13号、『平成28年度知内町一般会計補正予算（第9号）について』、追加日程第2として、議案第14号、『知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について』、追加日程第3として、『職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について』を議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

議案第13号、『平成28年度知内町一般会計補正予算（第9号）について』を追加日程第1とし、議案第14号、『知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について』を追加日程第2とし、議案第15号『職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について』を追加日程第3として議題とすることに決定致しました。

これより議案を配布致します。

議案の配付漏れありませんか。お手元に渡りましたか。

● 議案第13号 平成28年度知内町一般会計補正予算（第9号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

それでは、追加日程第1、議案第13号、『平成28年度知内町一般会計補正予算（第9号）について』を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第13号、平成28年度知内町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

平成28年度知内町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,742万6千円とするものでございます。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算の補正」によるものでございます。

例によりまして、歳出からご説明を申し上げます。4ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、12目自治振興費に1,081万円を追加し、6,554万1千円とするものでございます。内容につきましては、11節需用費、13節委託料、14節使用料及び賃借料にそれぞれ900万円、180万円、1万円を追加するものでございますけれども、実はふるさと納税につきまして、今年4月から、八雲町ですとか、鹿部町で実績を上げてございます、さとふるというサイトに知内町も加盟を致しまして運営をしてございました。ところがですね、なかなか有名どころに埋没したということもあったことありまして、利用が進んでいないという実態がございました。新たに12月1日からJTBが運営してございます、ふるさとチョイスというサイトに新しく参画をしてございます。その結果、本日15日現在で、そのふるさとチョイスだけで500万円のふるさと納税をいただいているところでございまして、当初予算では600万円を計上ということなんですけれども、既に町に直接いただいている、ふるさと納税と合わせて700万円超という現在で実績が上がっているものでございます。したがって、その歳入を受けながら、返礼品の予算と致しまして、新たに歳入で1,500万円ということなんですけれども、その60%をこれは発送の費用も含めているんですけれども、特産品の購入費と致しまして60%相当、更にサイトの委託料としてふるさと納税の受入れ実額の12%にあたる180万円、更にふるさと納税にあたりまして、クレジットカードの利用ということがより利用しやすいということもあったものですから、そのシステムの利用として1万円合わせて1,081万円を追加したいという内容でございます。

次のページは、1,500万円をいただくということを想定しながら、只今ご説明致しました返礼品委託費利用料差引いた残りの10款教育費、1項教務総務費、2目の事務局費に419万円を追加し、4,053万9千円とする内容でございますけれども、只今のふるさと納税のいただいた金額から返戻品等を差引いた残余分、25節積立金に419万円を追加したいという内容でございます。

歳入につきましては、只今ご説明のとおり、今後見込まれる歳入と致しまして、15款寄附金、1項寄附金、1目寄附金に1,500万円を追加し、2,100万円としたいという内容でございます。説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第14号 知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長(伊藤政博)

次に追加日程第2、議案第14号、『知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(小田島伸二)

議案第14号、『知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について』でございます。

知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するというので、先ほど追加でお配りをしてございます資料でご説明を申し上げます。資料のお配りしたばかりで恐縮なんですけれども、2ページ目をご覧くださいと思います。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律がもう既に改正されてございまして、主な改正内容と致しましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を更に進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員にかかる規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援、介護支援にかかる規定の改正を行うというものでございます。今回の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、2つ目の大きな箱、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う町の条例の改正でございまして、こちらに記載のとおり、介護休業の分割取得、これは介護取得可能期間を3つの期間に分割して取得できるようにする。更に介護のための所定労働時間短縮措置ということで、こちらに記載のとおり、連続する3年期間内において、介護のための1日につき2時間の範囲内で勤務をしないことができるという制度をこの条例の中で設けるものでございます。更に介護休業の申し出をすることができる非常勤職員の要件の見直しということで、引き続き在職1年という規定を少し短縮を致しまして、6か月を経過した場合に介護休業の申し出をすることができるというものでございます。更にその他と致しまして、5番のその他でございまして、この看護休暇及び介護休暇を省令で定める1日未満の単位で可能とすることなど、いわゆるマタハラ等の防止義務などの所

要の改正を行われておりまして、それに対応する条例の改正でございます。新旧対照表につきましてお配りしたばかりで大変恐縮なんですけれども、お読み取りをいただきたいと思えます。

条例に戻っていただきまして、附則です。この条例は、平成29年1月1日から施行するというものでございます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

すみません。ちょっと理解できなかつたものですからお尋ねします。配偶者を要介護者に改めるんですよね。それで、配偶者といえば、自分からすれば例えば夫婦で、自分からみれば、奥さんのこと配偶者ですし、奥さんからみれば自分のことが配偶者ですよね。それが要介護者ということになれば、両親も入るということになるんですか。両親も対象になってくるということなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

先ほどお配りをしている説明資料の3ページをご覧いただきたいんですけども、現行では、左側の方でございます。よろしいでしょうか。職員が配偶者、そのあとに父母、子、配偶者の父母その他でということになっているんですけども、今回、要介護者ということで、それらの当然配偶者も含まれておりますけれども、父母、子というものをこの用語でも要介護者ということで統一したということでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に追加日程第3、議案第15号、『職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例について』を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第15号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するというところでございまして、すみません、先ほどの資料にまた戻っていただきまして、追加配付資料の2ページ目でございます。主な改正内容につきましては、先ほどご説明のとおりなんですけれども、今度は上の方の四角です。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、こちらに記載してございます、育児休業等の対象となる、子の範囲の見直しをしてございます。育児休業等の対象となる、子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を含めるという改正がされてございまして、町の条例もそれに対応した条例改正でございます。

次に議案に戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、平成29年1月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ちょっと暫時休憩します。

（ 休憩 午後 4時17分 ）

（ 再開 午後 4時20分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合によって予め延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

● 意見書案第1号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の

早期制定を求める意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第21、意見書案第1号、『「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 6 番（西山和夫）

意見書案第1号、「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成28年12月15日提出。提出議員、西山和夫。賛成議員、花井、五十嵐、吉田、松井、成澤、木村、笠松、谷口、各議員であります。

「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書。

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。

平成20年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致での可決を受け、政府は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策を更に推進し、様々な施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からも更に施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日提出。北海道上磯郡知内町議会議員 伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。

本意見書の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員でありますので、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしでありますので、これより意見書案の採決を行います。

本案を原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第21、意見書案第2号、『地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 6番(西山和夫)

意見書案第2号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成28年12月15日提出。提出議員、西山。賛成議員、花井、五十嵐、吉田、松井、成澤、木村、笠松、谷口、各議員であります。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日提出。北海道上磯郡知内町議会議員 伊藤政博。

提出先、お目通しいただきたいと思っております。以上であります。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりました。

質疑、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということですので、これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第3号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書の提出について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第23、意見書案第3号、『特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 6番(西山和夫)

意見書案第3号、特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成28年12月15日提出。提出議員、西山。賛成議員、花井、五十嵐、吉田、松井、成澤、木村、笠松、谷口、各議員であります。

特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数はこの10年間で3万6000人増えています(2015年文科省調査)。この背景には、特別支援学級や特別支援学校における教育への国民的な理解がすすみ、「一人ひとりに見合った丁寧な教育をしてほしい」という保護者等の願いが広がっていることがあります。一方学校建設はほとんどすすまず、150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、一つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの先生や子どもの声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。図書室や作業室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空間で過ごさざるをえない状況も生まれています。トイレの数さえ足りなくなり、待ちきれなくて失敗する子もあり、子どもの自尊心を傷つけています。

全国で不足している教室が、普通教室だけで3622教室(2015年)にのぼることが文科省調査で明らかになっています。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある「設置基準」が特別支援学校だけにあることです。「設置基準」というのは、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされています。小学校の「設置基準」では、12～18学級が「標準とする」とされ、それ以上は「過大校」という扱いになり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、普通教室をカーテンで仕切ったり、特別教室をつぶして普通教室に転用するなど、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新增設は進んでいません。

よって、知内町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。
「特別支援学校の設置基準」を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月15日提出。北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博。

提出先、文部科学大臣。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。

お諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでありますので、これから意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第4号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第24、意見書案第4号、『国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

◎ 3 番（吉田峰一）

意見書案第4号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成28年12月15日提出。提出議員、吉田。賛成議員、成澤、五十嵐、花井、松井、西山、木村、笠松、谷口、各議員。

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書

わが国の合計特殊出生率は1.46（2015年）で、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.08への回復は、依然として困難である。

また、2015年4月1日現在の子ども数（15歳未満の推計人口）は35年連続の減少で、総人口に占める子どもの割合は42年連続の低下となる12.6%で世界最低水準値である。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本道をはじめとするすべての都道府県及び市区町村において、乳幼児・児童

医療費助成制度が実施されている。

しかしながら、市町村の制度内容の格差が年々拡大している状況である。

児童期までの年代は、病気に罹りやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。さらに、厚生労働省が推進する「8020」運動の達成のためには、永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理の充実を図るためにも同制度の果たす役割は大きくなっている。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現をめざすには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠である。

よって、政府は、中学卒業までをめざし、当面、就学前まで「国による子ども医療費無料制度」を早期に創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日提出。北海道上磯郡知内町議会議員 伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

お諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第5号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第25、意見書案第5号、『国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

◎ 3番（吉田峰一）

意見書案第5号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成28年12月15日提出。提出議員、吉田。賛成議員、成澤、五十嵐、花井、松井、西山、木村、笠松、谷口、以上の議員です。

国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書。

今日の少子化の深刻な進行と不況下において、子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援として、子ども医療費助成制度がすべての都道府県、すべての市区町村において実施されている。しかし、今、子ども医療費助成制度を現物給付方式とすることが求められている。

医療費助成の償還払い方式においては、患者は窓口でいったん一部負担金を支払い、償還されるのは2か月後であり、受診抑制を招いている。一方、現物給付方式においては、窓口での支払が不要であり、受診抑制を来すことなく助成を受けることができる。よって、受診抑制を来さない現物給付方式創設が求められる。

ところが、償還払い方式から現物給付方式への変更を妨げている要因に、国民健康保険に対する国庫負担金の調整の規定がある。この規定により、乳幼児医療費助成制度等の各種の医療費助成制度に現物給付方式を採用する地方公共団体は、国保国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上、支障を来しているばかりか、政府が推進する少子化対策に矛盾している。

よって、政府は、子ども医療費助成制度に係る国保国庫負担金の調整（減額）を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日提出。北海道上磯郡知内町議会議員 伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

お諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしとすることとあります。これから意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第6号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第26、意見書案6号、『「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出について』を議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

◎ 3番（吉田峰一）

意見書案6号、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成28年12月15日提出。提出議員、吉田。賛成議員、成澤、五十嵐、花井、松井、西山、木村、笠松、谷口、各議員。

「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書

経済的な理由で必要な受診ができない方が増えている。

全国保険医団体連合会が全国の保険医会・協会を通じて会員医療機関を対象に行った調査では、41%の会員医療機関が、経済的な理由による患者さんの治療中断を経験している。さらに、43%が医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えている（「2015年受診実態調査」）。

現在、厚労省の社会保障制度審議会医療保険部会では、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しについて、検討を行っている。

審議では、高額療養費について、70歳以上の自己負担の月額上限の引上げ、後期高齢者の医療費窓口負担を原則1割から2割に引き上げるなど、さらなる患者負担増が提案されている。

高額療養費の「外来特例」によって、複数の慢性疾患を抱えながらも、何とか通院しながら生活を続けている患者さんがいる。また、先の「2015年受診実態調査」の全国集計では、回答した医療機関の73%が、後期高齢者の患者窓口負担の原則2割引上げは、「受診抑制につながる」と回答している。

さらなる負担増は、年金収入も減っているなかで、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化する。

上記のような高齢者の実情に配慮し、さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、現行の高額療養費制度、後期高齢者の窓口負担の継続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日提出。北海道上磯郡知内町議会議員 伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

お諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということであります。これから意見書案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第7号 大雨災害に関する意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第 27、意見書案第 7 号、『大雨災害に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

◎ 3 番（吉田峰一）

意見書案第 7 号、大雨災害に関する意見書の提出について。

地方自治法第 99 条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成 28 年 12 月 15 日提出。提出議員、吉田。賛成議員、成澤、五十嵐、花井、松井、西山、木村、笠松、谷口、以上の議員です。

大雨災害に関する意見書

北海道では本年 8 月、台風 7、11、9 号が相次いで上陸し、更に台風 10 号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生したところである。また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きなものがある。

このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民のくらしや経済活動に多大な影響が生じている。

こうしたことから、住民が一日も早く、安心してもとの生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされている。

ついては、この度の災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、下記の事項について特段の配慮を強く要望する。

記、1. 自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講ずること。

2. 被災した道路・河川・鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地・治山・林道・漁港等の農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。

3. 復旧だけではない水害に強い河川の改修への財政措置を講ずること。

一級河川のみならず、北海道管理河川においても浸水被害解消のため、抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講ずること。

4. 住宅被害を受けた被災者が、もとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。

5. 農林水産業への被害について、農林漁家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山漁村づくりへの措置を講ずること。

6. 大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう流木等の災害廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し、特段の財政措置を講ずること。

7. 被災中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。

8. 異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靱な道路・河川を初めとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修・更新や施設の日ごろの維持管理に対して特段の財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日提出。北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。

お諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということであります。これから意見書案第7号を採決致します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、6件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第28、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事、慶弔、諸会議、研修、要望等のために出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。このことを承認するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度、議長において指名することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。その都度、議長において指名することと致しました。

先ほど意見書案について、送付先に提出するという中で、6件と申し上げましたが、7件であります。訂正させていただきます。以上、7件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思います。よろしくご了解いただきたいと思います。

● 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉会にあたり、議長より理事者に要望がございます。この度、平成28年度知内町一般会計補正予算（第8号）において、知内町地域産業担い手センター設置に関する就業機会確保事業の予算が計上され、議員各位から様々な質疑、討論がなされております。総建設費の抑制、あるいは、CLTの活用の意義、あるいは、受入対象の拡大等意見も出されておりますので、理事者においては、これらの意見を十分に反映され、予算執行されるよう議長からも特段に要望致します。

これで、本日の会議を閉じます。

平成28年知内町議会第4回定例会を閉会します。

どうも大変ご苦勞様でした。

（ 閉会 午後 5時15分 ）